

保育園等入園のしおり

【 令和6年度版 】



お知らせ

令和6年4月入園申込受付は以下の日程です。

原則、郵送での受付となります。

第1次受付

令和5年11月14日（火）～11月24日（金）

◆追加書類の提出も上記期限となります。

第2次受付（1次受付で欠員や辞退者が出た場合に対象）

令和5年11月27日（月）～令和6年2月14日（水）

小平市 こども家庭部 保育課

〒187-8701 小平市小川町2丁目1333番地

問合せ先

○保育園等入園・転園申込み、認定手続き、保育料、緊急一時保育等について

入園・認定担当 電話 042（346）9601

○保育園等の運営に関する相談、一時預かり、給食費（副食費）等について

庶務担当 電話 042（346）9594

○幼稚園、東京都認証保育所、認定家庭福祉員、保護者補助金等について

幼稚園・認可外保育施設担当 電話 042（346）9645

○新規保育園開設・整備、定期利用保育、病児・病後児保育、公立保育園の民

間移行について

保育政策担当 電話 042（346）9848

※保育園等での具体的な保育内容については、各施設（31ページ～）までお
問合せください。

小平市ホームページアドレス

<https://www.city.kodaira.tokyo.jp>

目 次

- ◎ 認可保育園等の申込みイメージ（大まかな流れ）
- ◎ 令和6年度から以下の内容が変わります（主な変更点）
- ◎ お知らせ（令和5年度の変更点）

第1章 保育園等入園申込みの手続きについて

1	申込みから入園までの流れ（令和6年度）	2
2	入園・転園申込みの手続き	
	(1) 入園・転園申込み	3
	(2) 令和6年4月入園の申込み（第1次受付）	3
	(3) 令和6年4月入園の申込み（第2次受付）	5
	(4) 令和6年5月以降入園の申込み	6
	(5) 小平市にお住まいで小平市外の保育を希望する場合	6
	(6) 小平市外にお住まいで小平市の保育を希望する場合	7
3	保育園等入園申込みに必要な書類等	8
4	選考（利用調整）	11
5	小平市 入園選考等基準表	12
6	入園ができなかった場合	16
7	子どものための教育・保育給付認定	17

第2章 保育園等入園後の各種案内について

1	入園後の各種手続きについて	20
2	保育料	22

第3章 各保育（教育）施設について

1	各施設の特徴と申込み先	28
2	公立保育園の民間移行等について	29

3 各保育（教育）施設の案内

31

- (1) 認可保育園
- (2) 小規模保育事業
- (3) 家庭的保育事業
- (4) 認定こども園
- (5) 私立幼稚園
- (6) 東京都認証保育所
- (7) 認定家庭福祉員
- (8) 企業主導型保育事業

第4章 施設等利用給付認定と各種補助金

1 子育てのための施設等利用給付認定について	42
2 東京都認証保育所等保育料の補助金	44
3 私立幼稚園の補助金	50

第5章 その他の保育サービス

1 一時預かり事業	54
2 緊急一時保育	55
3 定期利用保育事業	56
4 病児・病後児保育	59
★ 小平市ホームページの案内	60
★ 電子申請が可能な手続きについて	62
★ Q&A集	63

◆この冊子の内容は、令和5年7月末日現在の情報です。
今後、国からの通知などにより、制度が変更となる場合があります。

◆入園申込み等の手続きにあたっては、必ず本書をご確認ください。

認可保育園等の申込みイメージ(大きな流れ)

ステップ1



丸ボストレッド

ワン
ポイント

どんな施設があるかを探そう！ 申込受付期限を確認しよう！

- ◆気になる保育園を見つけたら、保育園の状況をよく確認してください。
- ◆各施設の紹介パンフレット（窓口等で配布）もご活用ください。
- ◆各月の入園・転園申込みの受付期限は、3~6ページをご覧ください。

- ・保育園によって、通えるクラス年齢や連携施設が異なります。
- ・毎月1日時点の入所可能人数は、ホームページに掲載しています。
(入所可能人数が「0人」の施設でも、申込みはできます)
- ・何園でも申込みできますが、入園内定後に辞退されると減点となってしまうので、注意しましょう。

申込みに必要な書類を用意しよう！ 用意できたら、内容をチェック！

- ◆必要な書類は、主に次のとおりです。

- ①入園・転園申込書
- ②入園・転園申込みにかかる確認票
- ③保育を必要とする事由を証明する書類（父母ともに必要）
- ④住民税額を証明する書類

ワン
ポイント

- ・就労証明書などは、準備に時間がかかる場合があるため、日程に余裕をもって準備しましょう。
- ・提出いただく書類は、すべて内容をご確認いただいたものとして受け付けます。提出前に、ご自身の証明書等に不備不足がないか確認しましょう。

ブルーベリーパープル

ステップ2

ステップ2



グリーンロードグリーン

郵送で申込みましょう！

- ◆郵送での申込みを原則とします（市役所2階保育課に設置する提出ポスト、東部・西部出張所、動く市役所での提出も可能です）。

※窓口での受付が必要となる場合があります（4ページ参照）。対象となる場合は、事前に保育課までご相談ください。

- ・申込み後に、提出した書類と状況が変わった場合や、希望する保育園を変更したい場合は、必ず届け出をしましょう。
- ・一度申込みをして入園できなかった場合は、令和6年度内は申込みが有効です（再度申し込み必要はありません）。

ワン
ポイント

令和6年度から以下の内容が変わります（主な変更点）

★就労証明書の様式を変更します

令和6年4月入園申込みから、各市区町村で標準的な様式への統一化を実施するにあたり、就労証明書の様式を変更します。お申込みの際は必ず令和6年度の様式をお使いください。

★育児短時間（時短）勤務制度の利用について（会社独自の制度含む）

令和6年4月入園申込みから、育児短時間勤務制度を利用する（していた）場合は、短縮する（していた）時間のうち2時間までは就労時間とみなします。2時間を超えて短縮する（していた）場合でも、就労時間とみなすのは2時間となります（11ページ参照）。

★保育士等優先加点の条件の一部変更

保育士等優先加点の適用条件に、雇用形態が正規職員であることがありましたか、令和6年4月入園申込みから雇用形態は問わないことへ変更します（15ページ参照）。

★育児休業からの復職期日の変更

育児休業を取得している（取得予定の）保護者が、認可保育園等（市へ入園申込みをしていただく施設のことを指します）の入園申込みを行い、内定が出た場合の復職期日を、令和6年4月入園から「入園月の翌月1日まで」へ変更します（21ページ参照）。

	変更前	変更後
復職期日	入園月内	入園月の翌月1日まで

★公立保育園の民間移行に伴い、移行園（新園）2園が開園します

仲町保育園と花小金井保育園の移行園（新園）は、令和6年4月に2歳児クラスまでの保育園として開園し、令和7年度からは公立保育園の在園児を含めた3歳児クラス以降も受け入れ、5歳児クラスまでの保育園として保育を実施します（29～33ページ参照）。

★幼稚園2園が認定こども園へ移行します

令和6年4月に、小平神明幼稚園と小平みどり幼稚園が認定こども園へ移行し、2・3号認定（教育部分および保育部分）の1～5歳児クラスの定員が設定される予定です。これに伴い、認可保育園等と同様に入園申込みが可能となりますが、認可保育園とは異なる点があるため、認定こども園の見学や園児募集要項等をご確認のうえ、お申込みください（36～37ページ参照）。

お知らせ（令和5年度の変更点）

★令和5年10月から以下の内容が変わります

☆認可保育園等の第2子の保育料が無償化されます

令和5年10月から、認可保育園等の0～2歳児クラスに在籍する児童のうち第2子の保育料が半額から無償となります（第3子以降は従前から無償となっています。24～26ページ参照）。

☆認可外保育施設に通う第2子以降の児童の保護者に対する補助金が拡充されます

令和5年10月から、認可外保育施設に通う第2子以降の児童の保護者に対する補助金が拡充されます（44～49ページ参照）。

★小平市ホームページ（保育園に関する情報）へのアクセスが簡単になりました

コンテンツID（6桁の数字）を利用した検索ができるようになり、保育園に関する該当ページをピンポイントで検索結果に表示させることができますので、ぜひご活用ください（60ページ参照）。



第1章

保育園等

入園申込みの手続きについて

1 申込みから入園までの流れ（令和6年度）

2 入園・転園申込みの手続き

3 保育園等入園申込みに必要な書類等

4 選考（利用調整）

5 小平市 入園選考等基準表

6 入園ができなかった場合

7 子どものための教育・保育給付認定

1 申込みから入園までの流れ（令和6年度）

【4月入園選考】

【5月以降の入園選考】

保育施設見学

※見学をしなくても、保育園の申込みは可能ですが、申込み前に見学することをおすすめしています。見学の申込みは各保育施設へ直接ご連絡ください。

※アレルギーによる食事制限がある場合や、障がいや病気などにより配慮の必要がある場合は、対応に時間を要する場合がありますので、事前に保育施設への相談・見学をお願いします。



保育園等入園申込み

【申込みの日程については、3~6ページをご確認ください】

※保育園等入園申込みは原則郵送での受付となります。

※書類の作成には期間を要することもありますので、余裕をもって書類の準備をお願いします。



選考・利用調整（第1次）



選考・利用調整



結果発表・認定証発送

【4月1次選考】 令和6年2月6日頃発送（内定・非内定にかかわらず通知します）

【5月以降の選考】 内定者⇒毎月入園希望月の前月21日頃電話にて連絡

非内定者⇒入園を希望した最初の月のみ前月25日頃通知を発送

内定



非内定



選考・利用調整（第2次）

【結果通知日】

内定者⇒3月5日頃発送

非内定者⇒3月12日頃発送

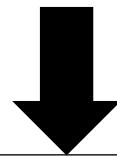
内定



非内定



内定



面接・健康診断

入所

面接・健康診断

入所

入園できなかった場合

当年度内は有効な申込みとして、
毎月選考をします。

申込み内容に変更が生じた際や、
取下げをする場合は、申請が必要
となります。

2 入園・転園申込みの手続き

(1) 入園・転園申込み

入園・転園を希望する方は、入園・転園申込書に必要事項を記入し、必要書類（8～10ページ参照）を添えてお申込みください。

保育園ごとに保育環境などが異なります。入園を希望する保育園を決める際は、事前に各保育園へ問合せのうえ、見学を行う、保育園のホームページ等を閲覧する、電話等で確認したい事項を質問する等、保育園の保育の内容や施設の状況等をよくご確認ください。保育園は「集団保育が可能であり、医療行為の必要がないこと」を条件としています。障がい児や特別な配慮が必要な場合は、必ず子どもと一緒に入所希望施設を見学してください。あわせて、入園申込みの前に保育課へご相談ください（障がいの程度、クラスの状況、保育士の配置等により受け入れができない場合があります）。なお、医療的ケアを必要とする児童の申込みは5ページをご参照ください。

転園をご希望の場合、内定するまでは、現在の保育園に引き続き通園することが可能ですが、内定が確定した時点で、他の子どもの入園が決まっていますので、内定を辞退し、現在の園に引き続き通園することはできません。

★入園内定後に辞退されると、今後の選考をする際に、減点となりますので（14ページ「入園選考等基準表」調整指標番号(308)参照）、よく検討のうえお申込みください。

★見学にあたっては、各保育園に直接お問合せください。

★選考は、提出いただいた書類に基づき審査します。原則、書類に不備・不足があった場合については、指摘等はしておりませんので、入園のしおりや確認票を参考に提出前に書類に誤りがないか確認のうえ、提出してください。

(2) 令和6年4月入園の申込み（第1次受付）

受付期間：令和5年11月14日（火）～令和5年11月24日（金）

受付方法：①郵送での提出（消印有効）

原則、郵送での受付です

②保育課に設置している提出ポストへの投函

③東部・西部出張所または動く市役所への提出

④電子申請による提出（ぴったりサービス） ※62ページ参照

★保育課に設置している提出ポストへの投函が可能な時間は以下のとおりです。なお、土日祝日は下記日程のとおり、11月18日（土）のみ投函することができます。

日程	受付可能時間
11月14日（火）～11月17日（金）	午前8時30分～午後5時
11月18日（土）	午前9時～正午
11月20日（月）～11月22日（水）	午前8時30分～午後5時
11月24日（金）	

★東部・西部出張所の受付は平日開庁時間のみ、動く市役所は巡回日程をご参照ください。

★保育課に設置した提出ポストや出張所等へ書類を提出する際に、書類の点検・内容確認はいたしません。そのため、提出方法によって有利・不利となることはありません。

★保育課に設置した提出ポストまたは出張所等で提出する場合は、専用封筒に必要書類をすべて封入のうえ、封緘した状態で提出してください。

結果通知：内定非内定にかかわらず、令和6年2月6日頃結果を郵送します。

★電話では、結果を伝えておりませんので、書類の到着をお待ちください。

★受付控えを、提出後2週間を目安にご自宅へ送付予定です。受付控えは、収受したことをお知らせするものであり、書類の不備の有無をお知らせするものではありませんのでご了承ください（受付控えの送付は4月申込みのみとなり、5月以降については送付していません）。

◆書類の到着確認はお答えすることができません。到着確認が必要な場合は、レターパックや書留等の追跡サービスがある送付方法でご提出ください。

◆書類の原本はお返しすることができません。写しが必要な場合は、提出前に写しを取っていただきま

すようご協力をお願いします。

◎窓口での受付が必要となる場合について

受付期間：令和5年11月14日（火）～令和5年11月24日（金）

※令和5年11月19日（日）及び23日（木・祝）は窓口の受付はありません。

【受付時間】

平日：午前8時30分～午後5時（最終予約時間：午後4時30分）

土曜：午前9時～午後3時（最終予約時間：午後2時30分）

◆下記に記載の受付対象者となる場合は、事前に予約のうえ、ご来庁ください。ただし、上記受付時間中にご来庁が困難な事情がある場合は、ご相談ください。なお、ご予約いただいた場合でも、待ち時間が発生する場合があります。

予約方法：電話（042-346-9601）もしくは保育課窓口にて

予約時間：平日午前8時30分から午後5時まで

予約期限：窓口受付日の前日までにご連絡ください。

受付対象者：以下のいずれかに該当する場合、窓口での受付となります。

- (1) 障害者手帳や愛の手帳が発行されている児童
- (2) 病院で病名の診断が出ており、かつ、現在も治療中の児童
- (3) 上記(1)、(2)以外で、園生活で特別な配慮を要する児童
- (4) 入園受付日程以降に出生予定で申し込む方（令和5年11月14日～令和6年2月4日出生予定の方）
⇒「出産予定児の申込みについて（5ページ）」をご参照ください。

- (5) 申請者（保護者）自身が、障がい等の事情により郵送での申込みが困難であり、申込みに際して支援を要する場合

- (6) 入園・転園申込み時点で、保育料を滞納している世帯

★小平市以外の保育施設の入所を希望する場合は、「小平市にお住まい小平市外の保育を希望する場合（6ページ）」をご確認の上、希望する自治体の締切日の1週間前までに窓口にてお申込みください。

★上記対象以外の方は、窓口での提出は受け付けておりません。

★上記の対象となるか、ご不明な際は、お問合せください。

★3ページに記載の「保育課に設置してある提出ポストへの投函」が可能な時間と、上記窓口での受付時間は異なります。

◎出産予定児の申込みについて

出産予定児（出産予定日が、令和5年11月14日～令和6年2月4日の方および令和6年2月5日以降の出産予定日であるが、令和6年2月4日以前に出産する可能性がある方含む）で、4月入園第1次受付を希望する場合は、出生の有無にかかわらず3ページ（2）の第1次受付期間に入園申込み（仮申請）が必要です。

なお、申込みをする場合は、郵送受付ではなく、窓口での受付となりますので、事前に日程を確認し、予約のうえ、ご来庁ください。日程の詳細は4ページをご参照ください。

申込みには、8～10ページに記載の書類のほか、母子手帳の写し（保護者氏名と分娩予定日が記載のページ）が必要です（認定申請書兼入園・転園申込書は仮申請用をご使用ください）。

また、出産後は以下のとおり本申請が必要となります（本申請がない場合は、申込みが自動的に取下げとなりますのでご注意ください）。本申請も仮申請同様に、原則、保育課窓口での提出となりますので、以下の本申請期限までにご来庁をお願いします。

なお、第1次受付期間までに出産した場合は、通常の申込方法で申込むことができます。

出産予定児の本申請受付期限表

出生日	本申請期限
令和5年11月14日(火)～令和6年1月19日(金)	出生後15日(出生日を初日と起算) ※出生後15日目が土曜・日曜日、祝日、12月29日～1月3日の場合は翌平日
令和6年1月20日(土)～令和6年2月4日(日)	令和6年2月5日(月)

なお、4月入園の対象となるのは、令和6年2月4日生まれまでの児童です。

仮申請を行っていた場合でも、出生日が令和6年2月5日以降になった場合は、4月入園はできません。改めて、5月以降の入園申込み（本申請）を行う必要があります。

◎医療的ケアを必要とする児童の申込みについて

令和6年度入園の受付は終了しました。令和7年度の受入れ施設、対象となる医療的ケアの内容、対象年齢など入園申込みの詳細な内容は令和6年7月下旬にホームページ（ID：106630）にて公表する予定です。なお、毎年7月下旬ごろにホームページの内容を年度更新します。一般の入園申込みとは受付期間等が異なりますのでご注意ください。

（3）令和6年4月入園の申込み（第2次受付）

原則、郵送での受付です

受付期間：令和5年11月27日（月）～令和6年2月14日（水）

受付方法：①郵送での提出（消印有効）

②保育課に設置している提出ポストへの投函

（提出ポストへの投函は平日午前8時30分～午後5時までとなります。）

③東部・西部出張所および動く市役所への提出

④電子申請による提出（ぴったりサービス） ※62ページ参照

★第1次受付と同様に、対象者のみ窓口での受付となりますので、ご希望の方は事前に保育課までご連絡のうえ、ご来庁ください。詳しくは、4ページ「窓口での受付が必要となる場合について」をご参照ください。

★第1次受付で入園が決まらなかった場合、自動的に第2次受付の対象となりますので、改めての申込みは不要です。希望園を変更する場合や家庭状況が変更した場合、申込みを取り下げる場合等は、所定の手続きが必要になります。

結果通知：内定の場合⇒3月5日頃通知を発送予定

非内定の場合⇒3月12日頃通知を発送予定

★電話では、結果を伝えておりませんので、書類の到着をお待ちください。

(4) 令和6年5月以降入園の申込み

受付期限

原則、郵送での受付です

入園希望月	申込受付期間(消印有効)
5月	2月15日(木)～4月11日(木)
6月	4月12日(金)～5月10日(金)
7月	5月13日(月)～6月11日(火)
8月	6月12日(水)～7月11日(木)
9月	7月12日(金)～8月13日(火)
10月	8月14日(水)～9月11日(水)
11月	9月12日(木)～10月11日(金)
12月～3月	10月15日(火)～11月11日(月)

受付方法：①郵送での提出（消印有効）

②保育課に設置している提出ポストへの投函

③東部・西部出張所および動く市役所への提出

④電子申請による提出（ぴったりサービス）※62ページ参照

★4月第1次受付、第2次受付と同様に、対象者のみ窓口での受付となりますので、ご希望の方は事前に保育課までご連絡のうえ、ご来庁ください。詳しくは、4ページ「窓口での受付が必要となる場合について」をご参照ください。

選考時期：欠員が生じた場合のみ、毎月入園希望月の前月21日頃に選考・利用調整を行います。

★内定した場合は、申込書に記載された連絡先に電話にて内定した旨を伝えますので、必要な面接・健診等を入園日までに行ってください。すべての手続きが完了しない場合は、内定を取り消します。なお、内定連絡をした日の翌開庁日の午前10時までに連絡がつかない場合は、内定を取り消して、次点の方に内定を出しますので、必ず連絡がつくようにしてください。

(5) 小平市にお住まいで小平市外の保育を希望する場合

申込み先：小平市（小平市から希望する保育園のある市区町村へ申込書類を送付します）

申込みいただける方：申込み先の市区町村によって異なりますので、事前に申込み先の市区町村にご確認ください。

申込みの流れ

①希望する保育園のある市区町村に、申込みの可否、締切日、必要書類等を確認してください。

★市区町村によっては、転入予定のない場合などに、申込みの制限を行っている場合があります。

★締切日や必要書類は、市区町村によって異なります。

（申込様式は原則、希望する保育園のある市区町村の様式を使用していただきますが、所定の様式がない場合は、小平市の様式を使用していただいても結構です。）



②確認した必要書類をすべて用意し、希望する保育園がある市区町村の締切日の1週間前までに、小平市保育課窓口でお申込みください。

※1週間前を過ぎた場合や、書類に不備・不足があった場合は、締切日に間に合わないことがありますのでご注意ください。



③小平市から、希望する保育園のある市区町村へ、申込書類を送付します。



④希望する保育園のある市区町村が、選考・利用調整を行います。

(6) 小平市外にお住まいで小平市の保育を希望する場合

お申込みいただける方

- ・小平市に転入予定の0～5歳児クラスの児童
 - ・小平市に転入予定のない3～5歳児クラスの児童（4月入園2次受付から申込み可能）
- ★小平市に転入予定のない0～2歳児クラスの児童はお申込みいただけません。**

申込み先：お住まいの市区町村の保育園担当課

お住まいの市区町村からの申込みができない場合はご相談ください。

申込みの流れ

申込みに必要な書類を用意してください。下記【必要書類】および8～10ページ参照

★お住まいの市区町村の保育園担当課にご確認いただき、問題がなければ、小平市の様式をご使用ください。お住まいの市区町村の様式でも申込みはできますが、小平市で必要な情報が足りない場合、後日追加で書類を求めることになり、受付期限に間に合わない場合があります。

【必要書類】小平市様式は小平市ホームページ（ID：057661）からダウンロードできます。

①8～10ページに記載の必要書類

- ◆認定申請書 兼 入園・転園申込書
- ◆入園・転園申込みにかかる確認票
- ◆保育を必要とする事由を証明・確認できる書類
- ◆住民税額を証明する書類
- ◆その他、家庭の状況、子どもの状況に応じて必要な書類

※詳細や注意事項は8～10ページをご確認ください。

②転入予定がある場合は、「転入誓約書」および「入園希望日までに小平市に転入することがわかる書類（不動産（建物）の売買契約書・賃貸借契約書等）のコピー」

※契約書等のコピーは、「建物の所在地」「建物引渡日・契約開始日（希望する利用期間以前の日付であること）」「契約者名・押印」部分が必要です。

お住まいの市区町村の保育園担当課に、小平市の受付期限に間に合うようにお申し込みください。

★事務処理に時間がかかる場合があります。お住まいの市区町村の保育園担当課に、小平市の受付期限を伝え、提出期限を確認してください。

★小平市の受付期限は、消印有効とします（FAX不可）。

お住まいの市区町村の保育園担当課から小平市へ、申込書類が送付されます。

小平市が選考・利用調整を行います。

★小平市へ転入予定があり、お住まいの市区町村の保育園担当課で申込手続きを行った場合

入所選考結果にかかわらず、入園申込書に記入した入園希望日（各月1日）までに、小平市で住民登録手続きおよび小平市の保育課で入園申込手続きをしてください。

また、内定した場合は、必要な面接・健康診断等を入園日までに行ってください。

※上記すべての手続きが完了しない場合は、内定を取り消します。

★転入予定のない方の申込み（3～5歳児クラスの児童のみ）

4月入園2次受付から申込みは可能ですが、原則として、小平市民や転入予定の方を選考した後、希望する園に多数の空きがあった場合、今後の市民の需要等を踏まえたうえで、選考の対象とするかを決定します。

3 保育園等入園申込みに必要な書類等

※「☆」が付いている書類は、小平市のホームページ（ID：057661）からダウンロードできます。

入園申込みに必要な書類（①②③⑤は必須、④⑥は該当の場合）

① 認定申請書 兼 入園・転園申込書（☆）

出産予定児は認定申請書兼入園・転園申込書（仮申請用）をご使用ください。

出産予定児・・・出産予定日が、令和5年11月14日～令和6年2月4日の方および令和6年2月5日以降の出産

予定であるが、令和6年2月4日以前に出産する可能性がある方（4月入園のみ）

② 入園・転園申込みにかかる確認票（☆）

③ 保育を必要とする事由を証明・確認できる書類（ア～キの該当する書類）

「保護者（父、母）それぞれの分」および「65歳未満の同居親族の分（居住していないが、住民票を移していない方の分も含む）」が必要です。また、内縁関係や、同棲している場合は、その相手方の分も必要です。

保育を必要とする事由		提出する書類（◎は全員、○は該当者のみ提出）
ア	就労している（会社勤務）・採用予定 (職員・従業員、パート・アルバイト、派遣社員、契約社員、親族が代表者の会社に勤務等)	◎「就労証明書（☆）」（会社が証明） ★令和6年4月入園申込みの方は、10月以降に証明されたものをご提出ください。 ★5月以降の入園申込みの方は、証明日が申込受付期間の初日より過去2か月以内の証明をご提出ください。 ◎「就労要件での申込みにかかる確認票（☆）」 ○「タイムスケジュール表（就労先が複数ある方など）（☆）」 ★必要に応じて、シフト表等の提出を求める場合があります。
イ	就労している（自営業等） (本人が代表者の会社に勤務、会社役員、自営業主、自営業専従者、業務委託、内職者)	◎「就労証明書（☆）」（自営業主等本人が証明） ◎「就労要件での申込みにかかる確認票（☆）」 ◎「タイムスケジュール表（☆）」 ◎「公的機関が発行（収受）した書類（最新の確定申告書一式・会社の登記事項証明書・個人事業主の開廃業等届出書・営業許可証などから1点）」 ★事業専従者は、専従者であることがわかる書類（代表者の確定申告書・青色事業専従者給与に関する届出書、源泉徴収票などの写し）を提出してください。 ★必要に応じて、実績が高い月の収入額の根拠書類を求める場合があります。
ウ	疾病がある	◎「診断書（保育が困難である旨が記載されたもの）」 ★小平市指定の様式はありません。
エ	障がいがある	◎「障害者手帳、愛の手帳などのコピー」
オ	介護・看護をしている	◎「介護（看護）状況申告書（☆）」 ◎「介護（看護）を必要とすることを証明する書類（診断書等）のコピー」
カ	出産予定	◎「母子健康手帳のコピー（子の保護者氏名の記載ページおよび分娩予定日の記載ページ）」
キ	就学している（予定を含む） 【学校教育法に規定する学校等】	◎「在学証明書」 ◎「時間割表」 ◎「タイムスケジュール表（☆）」
ク	求職活動	◎必要な書類はありません。 ★求職活動中の申込みの場合、入園後3か月以内に就労を開始し、就労証明書および求職活動報告書を提出することが条件となります。

- ★就労している方で、転職などにより現在の就労先で3か月分の継続した実績が証明できない場合には、前職分の就労証明書をあわせてご提出ください。前職を確認できない場合は、現在の就労先の就労実績のみで選考を行います（実績不足の減点があります）。
- ★就労と介護・看護、就労と就学、または就学と介護・看護の複数の保育を必要とする事由がある場合は、考慮できる場合がありますのでご相談ください。
- ★所定の様式（就労証明書など）のみで保育を必要とする事由を把握しきれない状況がある場合は、その状況が確認できる書類を添付してください。
- ★兄弟姉妹2人以上で同時に申込みをする場合は、家庭状況届2（健康状態等を記入いただく部分）については、兄弟姉妹の人数分必要です。それ以外の就労証明書等の書類は1枚で構いません（兄弟姉妹の人数分を用意する必要はありません）。
- ★提出いただいた書類は返却できません。コピーが必要な場合は、あらかじめご自身で写しをお取りください。

④ 住民税額を証明する書類

入園希望月	保護者の状況		提出する書類
令和6年4月～8月	ア	令和5年1月1日時点で小平市に住民票があった方	住民税課税状況の確認の取れる方（未申告※7の方以外）は、提出の必要はありません。 下記※7 参照
	イ	令和5年1月1日時点では小平市外に住民票があった方	「令和5年度市（区町村）民税・都（道府県）民税課税（非課税）証明書」（コピー可） 下記※1・2・3・4 参照
	ウ	令和5年1月1日時点では国外にお住まいの方	就労先等から給与証明書（令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間に支払われた給与・控除等の証明書（小平市指定の様式はありません））の交付を受けて提出してください。 下記※1・2・4・5 参照
令和6年9月～令和7年3月	エ	令和6年1月1日時点で小平市に住民票があった方	住民税課税状況の確認の取れる方（未申告※7の方以外）は、提出の必要はありません。 下記※7 参照
	オ	令和6年1月1日時点では小平市外に住民票があった方	「令和6年度市（区町村）民税・都（道府県）民税課税（非課税）証明書」（コピー可） 下記※1・2・3・4・6 参照
	カ	令和6年1月1日時点では国外にお住まいの方	就労先から「給与証明書」（令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間に支払われた給与・控除等の証明書（小平市指定の様式はありません））の交付を受けて提出してください。 下記※1・2・4・5・6 参照

※1 保護者（父、母）それぞれの分の提出が必要になります。ただし、親族（祖父母等）と同居されている方は、状況により、親族分も必要になる場合があります。

※2 母（父）が、父（母）の控除対象配偶者または同一生計配偶者であることが、父（母）の書類から分かる場合は母（父）の書類は省略可能です。

※3 課税額が記載されていない所得額のみの証明書は使用できません。

※4 保育課に既に提出された場合は、提出された分につきましては省略可能です。入園・転園申込みにかかる確認票裏面「提出書類チェックシート」に記入してください。なお、提出が確認できない場合は、未提出の扱いとなります。

※5 海外での支払分・国内での支払分に分かれている場合は、1年間の収入から保育料を算定するため、それぞれの給与証明が必要となります。なお、日本語以外で書かれた証明書の場合には、翻訳文を添付してください。

※6 令和6年4月から8月までの入園希望にて申込みしたものの、入園できておらず、9月以降の入園選考を引き続き希望する場合、オまたはカに該当する方については、追加で提出が必要です（令和6年9月期以降、新規で入園を希望する方は、各月の申込受付期限までに提出してください）。なお、令和6年度課税（非課税）証明書は、令和6年6月以降、令和6年1月1日時点で住民登録のあった市区町村で交付されます。

※7 住民税が未申告の場合、市町村民税額が高い世帯と判断され、入園選考において不利になる可能性があります。

⑤ 個人番号（マイナンバー）提供書（☆）

「個人番号（マイナンバー）提供書」に必要事項を記入のうえ、家族全員の「個人番号確認書類」および「本人確認書類」（代表者1名分）を添付ください。

個人番号確認書類	個人番号（マイナンバー）カード、通知カード、住民票の写し（個人番号あり）
本人確認書類	個人番号カード、運転免許証、パスポート等の公的機関から発行された証明書 (顔写真付きのものは1点、顔写真付きでないものは2点)

⑥ その他、家庭の状況、子どもの状況に応じて必要な書類

家庭の状況、子どもの状況		提出する書類(◎は全員、○は該当者のみ提出)
ア	生活保護を受けている場合	◎「生活保護受給証明書」
イ	ひとり親の場合 (離別・未婚・死別・離婚前提の別居・離婚調停中) ※上記以外の理由でひとり親の方は、提出する書類について別途お問合せください。	【離別・未婚・死別の方】 ◎「戸籍謄本の写し」または「ひとり親世帯が受けることができる手当等の受給資格がわかるものの写し(児童扶養手当証書等)」 【離婚前提の別居・離婚調停中の方】 ◎「ひとり親であることの申立書(☆)」 ○「離婚調停中であることを証明する書類」 (調停期日通知書、期日請書など)
ウ	申込みの子ども、または同一世帯員に障がい等がある場合	◎「障害者手帳、愛の手帳などのコピー」 ★集団保育が可能であることが前提です。 ★ <u>子どもの状況を確認するために、面談を行うことがあります。入園申込み前に、保育課へ連絡してください。</u> ★状況により診断書等(小平市が指定する事項が記載されたもの)を提出していただくことがあります。
エ	妊娠中の場合	◎「母子健康手帳のコピー（子の保護者氏名の記載ページおよび分娩予定日の記載ページ）」
オ	<u>小平市外にお住まい</u> で、小平市に転入予定があり、小平市の保育を希望する場合 ◆申込方法が小平市にお住まいの方と異なります（7ページ参照）。	◎「転入誓約書(☆)」 ◎「入園希望日までに小平市に転入することができる書類（不動産（建物）の賃貸借契約書・売買契約書など）のコピー」
カ	保護者が外国籍で、保育を必要とする事由が「就労」「求職活動」の場合	◎「在留カード両面のコピー」 ※在留カードで「就労できる在留資格」が確認できない場合は、「資格外活動許可書」等の就労できることが確認できる書類
キ	保育士等優先加点を希望する場合 ◆15ページの条件をご確認ください。	◎「保育士等就労に関する誓約書(☆)」

4 選考（利用調整）

認可保育園等の申込者数が、受入可能人数を超えた場合には、選考（利用調整）を行います。選考（利用調整）は、申込みのあった児童ごとに、「入園選考等基準表」に基づいて行います。「入園選考等基準表」は、次ページを参照してください。

【選考基準指標の考え方】

（例）父：週5日、1日8時間30分の契約に基づき、就労実績が契約時間を満たしている
母：週5日、1日8時間の契約に基づき、就労実績が契約時間を満たしている

【父基準指標】53点+【母基準指標】50点=【世帯基準指標】103点

育児短時間（時短）勤務制度の利用について（会社独自の制度含む）

育児短時間勤務制度を利用する（していた）場合、短縮する（していた）時間のうち2時間までは就労時間とみなします。なお、2時間を超えて短縮する（していた）場合でも、就労時間とみなすのは2時間となります。また、就労日数の減少については考慮されません。

（例）週5日、1日8時間の契約で、育児短時間勤務制度を利用して1時間短縮する（していた）場合、就労実績に1時間を加算し、契約時間を満たしていれば、契約どおりの指標となります。

自営業で現在休業中、または産後休業から復職し就労度合いを下げている方の就労実績について

自営業で育児休業制度がなく、現在休業中または産後休業から復職し就労度合いを下げている方は、一定条件を満たせば、就労証明書において産前休業前の就労実績を記載することができる場合がありますので、申込み前にご相談ください。

申込みにあたっての注意点について

申込書類は入園月時点（入園後）の内容（保育要件、就労内容、家庭状況等）が記載されたものを提出してください。提出済みの申込書類の内容に変更（予定）がある場合は、速やかに（変更前に）保育課まで届け出てください。

提出された書類から各世帯の指標を付け、保育の必要度に基づき優先順位を決めますので、申込書類の内容が変わってしまうと、本来、入園できたはずの方が入園できないといった不公平な状況が生じてしまう恐れがあります。

申込み時と入園時（入園後）の状況に変更（指標が下がる場合等）がある場合は、原則、内定していたとしても取り消します（入園後に確認できた場合は、その月の末日で退園となります）。

（例）現在、産休・育休中で、就労契約、就労実績ともに「週5日、1日8時間30分」で、入園できた際は、育児短時間勤務制度を利用して2時間短縮して復職するとの申告で申込みをした方

【認められないケース】

- ・契約を「週5日、1日7時間」に変更して復職する。
- ・契約を「週3日、1日8時間30分」に変更して復職する。
- ・就労先が変更となり、子の送迎が間に合わないため「週5日、1日7時間」に契約変更する。
- ・育児短時間勤務制度を利用して2時間30分短縮して復職する。

上記について、原則、内定取消（入園後に確認できた場合は、その月の末日で退園）となります。

5 小平市 入園選考等基準表

基準指数

類型	番号	保護者の状況		基準 指 数	利用 期間
			細目		
①就労 (原則、休憩時間も含む)	(1)	外勤	月20日以上就労	月170時間以上の就労を常態	53
	(2)		月155時間以上の就労を常態	50	外勤に 準じる 就労期間が 終了する月の 末日まで
	(3)		月135時間以上の就労を常態	45	
	(4)		月115時間以上の就労を常態	40	
	(5)		月95時間以上の就労を常態	35	
	(6)		月140時間以上の就労を常態	45	
	(7)	月16日以上就労	月124時間以上の就労を常態	40	
	(8)		月108時間以上の就労を常態	35	
	(9)		月92時間以上の就労を常態	30	
	(10)		月76時間以上の就労を常態	25	
	(11)		月124時間以上の就労を常態	38	
	(12)		月108時間以上の就労を常態	33	
	(13)		月92時間以上の就労を常態	28	
	(14)		月76時間以上の就労を常態	24	
	(15)		月60時間以上の就労を常態	22	
	(16)		月48時間以上の就労を常態	20	
	(17)	自営 (中心者)	月20日以上就労	月170時間以上の就労を常態	外勤に 準じる 就労期間が 終了する月の 末日まで
	(18)		月155時間以上の就労を常態		
	(19)		月135時間以上の就労を常態		
	(20)		月115時間以上の就労を常態		
	(21)		月95時間以上の就労を常態		
	(22)	月16日以上就労	月140時間以上の就労を常態		
	(23)		月124時間以上の就労を常態		
	(24)		月108時間以上の就労を常態		
	(25)		月92時間以上の就労を常態		
	(26)		月76時間以上の就労を常態		
	(27)	月12日以上就労	月124時間以上の就労を常態		
	(28)		月108時間以上の就労を常態		
	(29)		月92時間以上の就労を常態		
	(30)		月76時間以上の就労を常態		
	(31)		月60時間以上の就労を常態		
	(32)		月48時間以上の就労を常態		
	(33)	自営 (中心者 以外)	月20日以上就労	月155時間以上の就労を常態	38
	(34)		月135時間以上の就労を常態	34	
	(35)		月115時間以上の就労を常態	30	
	(36)		月95時間以上の就労を常態	27	
	(37)		月75時間以上の就労を常態	22	
	(38)	月16日以上就労	月140時間以上の就労を常態	34	5か月以内 (出産月及び出 産月の前後 2か月)
	(39)		月124時間以上の就労を常態	30	
	(40)		月108時間以上の就労を常態	27	
	(41)		月92時間以上の就労を常態	22	
	(42)		月76時間以上の就労を常態	20	
	(43)	月12日以上就労	月124時間以上の就労を常態	29	
	(44)		月108時間以上の就労を常態	25	
	(45)		月92時間以上の就労を常態	21	
	(46)		月76時間以上の就労を常態	19	
	(47)		月60時間以上の就労を常態	18	
	(48)		月48時間以上の就労を常態	17	
	(49)	内職	月48時間以上の就労を常態	17	
②妊娠、出産	(50)	出産のため保育にあたれない場合		35	

類型	番号	保護者の状況		基準指數	利用期間
		細目			
③保護者の疾 病、障がい、	(51)	疾病	入院(1か月以上)	53	入院・療養を要 しなくなる月の 末日まで
	(52)		常時病臥、感染症(隔離を要するもの)	53	
	(53)		精神性	40	
	(54)		安静を要する状態(日常生活に著しく支障があると認められるもの)	30	
	(55)		通院加療(週3日以上)を要する状態	20	
	(56)		通院加療(上記以外で保育の必要性が認められるもの)	15	
	(57)	障がい、	身体障害者手帳1・2級(視覚、聴覚又は体幹機能障害者の場合は3級以上)、精神障害者保健福祉手帳3級以上、愛の手帳のいずれかを所持	53	左記の基準に 該当しなくなる 月の末日まで
	(58)		身体障害者手帳3級(視覚、聴覚又は体幹機能障害者の場合は4級以下)を所持	40	
	(59)		身体障害者手帳4級以下(保育の必要性が認められるもの)	20	
④親族の介 護・看護	(60)	居宅内	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、要介護度4・5、精神障害者保健福祉手帳1・2級の同居親族の在宅介護・在宅看護を常態	53	介護を要しなく なる月の末日まで
	(61)		身体障害者手帳3級、愛の手帳3・4度、要介護度2・3、精神障害者保健福祉手帳3級の同居親族の在宅介護・在宅看護を常態	40	
	(62)		同居親族を在宅介護・在宅看護(上記以外で、保育の必要性が認められるもの)	20	
	(63)	月20日以 上付添い	月140時間以上の付添い	45	
	(64)		月120時間以上の付添い	41	
	(65)		月100時間以上の付添い	36	
	(66)		月80時間以上の付添い	32	
	(67)		月60時間以上の付添い	24	
	(68)	月16日以 上付添い	月128時間以上の付添い	41	
	(69)		月112時間以上の付添い	36	
	(70)		月96時間以上の付添い	32	
	(71)		月80時間以上の付添い	27	
	(72)		月64時間以上の付添い	23	
	(73)	月12日以 上付添い	月112時間以上の付添い	35	
	(74)		月96時間以上の付添い	30	
	(75)		月80時間以上の付添い	26	
	(76)		月64時間以上の付添い	21	
	(77)		月48時間以上の付添い	18	
⑤災害復旧	(78)	震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっている場合		53	左記の基準に 該当しなくなる 月の末日まで
⑥求職活動 (原則、休憩 時間を含む)	(79)	求職等	月155時間以上の就労に内定	30	3か月以内
	(80)		月135時間以上の就労に内定	25	
	(81)		月108時間以上の就労に内定	20	
	(82)		月76時間以上の就労に内定	16	
	(83)		月48時間以上の就労に内定	14	
	(84)		開業準備中	14	
	(85)		求職中	10	
⑦就学	(86)	職業訓練、又は教育施設に通学するため、日中の外出を常態としている場合		求職活動 に準じる	左記の基準に 該当しなくなる 月の末日まで
	(87)	職業訓練、又は教育施設の通信教育を受けるため、保育をすることができない場合		14	
	(88)	職業訓練、又は教育施設に内定		12	
⑧その他	(89)	不存在	死亡・離婚・生死不明・拘禁・行方不明等	53	左記の基準に 該当しなくなる 月の末日まで
	(90)	その他	前各号に掲げるもの他、保育の必要性が認められる場合	10~60	

調整指數

1. 申込み世帯にかかるもの

番号	条件	調整指数
(101)	ひとり親世帯	25
(102)	生活保護世帯	10
(103)	保育料を正当な理由なく滞納(卒園児を含む)している場合	-40
(104)	同居の親族等(65歳未満)が児童の保育に当たれないことが確認できない場合	-10

★番号(101)のひとり親世帯には、①離婚調停・裁判中で別居中の者、②父又は母が死亡・生死不明・拘禁・行方不明の者、③その他ひとり親世帯と同程度と認められる者を含みます。ただし、離婚後同居・単身赴任・離婚前提別居は認めません。

2. 保護者それぞれにかかるもの

番号	条件	調整指数
(201)	就労要件で申込みの保護者が、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳のいづれかを所持している場合	5
(202)	就労実績の証明が1か月以上3か月未満の場合	-3

★番号(202)は、就労実績未記載を含みます。ただし、就労実績がない場合は、基準指數(79)～(83)を適用し、番号(202)は適用しません。

3. 申込み児童にかかるもの

番号	条件	調整指数
(301)	認証保育所・認定家庭福祉員等の在園児(3歳児クラス以上の申込みの場合に適用)	15
(302)	兄弟姉妹(多胎児を含む)と異なる保育施設に在籍している場合	5
(303)	多胎児が同時に申込む場合(転園及び番号(302)に該当する場合は除く)	5
(304)	兄弟姉妹が認可保育園等に在園しており、保護者が育児休業から入園後に復帰する場合(保育施設に在籍していない育児休業対象児童に限る)	3
(305)	兄弟姉妹が同時に申込む場合(転園及び番号(302)・(303)・(304)に該当する場合は除く)	1
(306)	市内の保育所等に所定の誓約・条件下で就労している(する)保育士等の児童(転園を除く)	1
(307)	小平市内にある2歳児までの認可保育園の卒園児で、卒後に優先利用のできる施設の設定がない場合	30
(308)	入園決定を辞退した場合(対象は当該児童で、当年度のみ)	-20

★番号(301)、(302)及び(304)については、67～68 ページのQ30～34をご参照ください。

★番号(303)及び(305)については、兄弟姉妹ともに市へ申込み、選考を受ける場合に対象となります。

★番号(306)の対象条件については、15 ページをご参照ください。

★番号(307)の対象は白梅保育園、ひめゆり保育園、よつぎ第三保育園(分園含む)の卒園児です。

決定順位

第1順位	基準指數と調整指數の合計数が高い世帯
第2順位	世帯の市区町村民税額(4～8月入園・転園の場合は前年度分、9～3月入園・転園の場合は当年度分)が低い世帯

備考

- 保護者それぞれの基準指數は、該当する細目のうち主たるもののが基準指數とします。
- 就労とは、生計を立てるために就労時間に対して妥当な収入を得ていることをいいます。
- 就労については、雇用契約の就労内容を上限とした就労実績から基準指數を判定します。
- 自営は、自営業主や本人が代表者の会社に勤務している場合をいいます。
- 自営(中心者)とは、経営者(確定申告書・登記簿謄本・個人事業主の開業業等届出書・営業許可証等で経営者・事業主であることが確認できる者)で就労時間に対して妥当な所得を得ている方のことです。
なお、経営者以外であっても就労時間に対して妥当な給与等を支給されている者を含みます。
- 自営(中心者以外)とは、自営協力者等、上記の自営(中心者)に当てはまらない方のことです。
ただし、就労時間に対して収入額が著しく低い場合は、基準指數(85)を適用します。
- 出来高制等で就労時間が不確定な勤務については、雇用契約内容、収入金額、最低賃金等から就労時間を認定します。
- 育児休業取得中の転園申込みで、職場復帰予定が無い場合は基準指數(50)を上限とします。
- 開業準備中で、開業日が提出資料から確認できる場合は、基準指數(79)～(83)を適用します。
- 介護・看護については、障害者手帳などの等級だけでなく、実際の介護・看護状況も鑑み、基準指數を判定します。

【保育士等優先加点について】

小平市内の保育所等に保育士、保育教諭または幼稚園教諭として勤務する（予定の）保護者が新規で入園申込み（転園申込みを除く）をする際に、加点対象条件をすべて満たした場合、調整指數「+1」の加点をします。

なお、入園選考の結果、内定となった場合、入園月時点で加点対象条件を満たさないことがわかつた場合は、入園内定を取り消します。また、入園後1年以内に加点対象条件を満たさなくなった場合は、保育所等の利用を解除する場合があります。

加点対象条件

① 勤務内容

保育業務に従事する（予定の）保育士、保育教諭、教育業務に従事する（予定の）幼稚園教諭

★いずれの場合も入園月時点で有効な資格を有していること

② 就労先施設

小平市内の認定こども園、幼稚園、認可保育園、地域型保育事業、東京都認証保育所、認定家庭福祉員、企業主導型保育事業（入園希望月までに開設予定の施設も対象）

③ 雇用形態

雇用形態を問わず、月120時間（休憩を含む）以上の就労または就労予定

④ 勤務期間

入園後1年間以上、申請条件で就労を継続することが必要です（産前産後休業・育児休業を取得した場合は、産前産後休業・育児休業期間を除きます）。

⑤ 提出書類

保育士等就労に関する誓約書

★各施設（公立認可保育園除く）での証明が必要です。

なお、上記「加点対象条件」に該当する保護者が複数名いる場合でも、児童1名に対する加点は「+1」となります。

6 入園ができなかった場合

保育園の定員に余裕がなく入園できなかった方には、その旨を文書（通知書）でお知らせします（最初に入園を希望した月のみ通知します。毎月の発行ではありませんので、初月以降の通知が必要な場合、発行依頼の手続きが必要です）。

令和6年度保育園入園・転園申込書の有効期限は令和7年3月までです。その間、希望園に欠員が生じた場合には、毎月21日頃に、提出されている書類に基づいて選考を行います。

選考の結果、入園が内定した方には電話で連絡します。

次のような場合は、その後の選考に影響する場合がありますので、保育課に届け出てください（届出内容により、確認書類が必要です）。

- ① 家庭や仕事の状況などに変化があった場合（結婚、離婚、妊娠、就職、転職、退職、住所変更など）
- ② 希望園を追加・変更したい場合（希望園変更届を提出してください）
- ③ 幼稚園等入園、退職、育児休業延長、市外転出などにより入園申込みの理由がなくなった場合（入園申込取下書を提出してください）
- ④ 子ども（申込児童および兄弟姉妹）の預け先が変更となった場合（職場内保育所、認証保育所等）

☆令和7年4月以降の入園を希望される場合は、所定の期間に改めて書類の提出が必要となります。令和6年度入園申込みは、令和7年3月までの有効期限となりますのでご注意ください。

内定連絡の結果、「既に預け先が決まっている」、「復職ができない」、「世帯の状況が変更となった」等の理由で内定を辞退される方がおります。

辞退した場合、当年度の選考において、減点となってしまいます。

毎月、保育園の申込みを続けるかご家族で検討をお願いします。

変更がある場合は、以下の手続きを各月締め切りまでにお願いします。

- ①入園や転園が不要となった場合→保育園入園・転園申込取下書をご提出ください。
- ②希望園を減らしたい場合→希望園変更届をご提出ください。



7 子どものための教育・保育給付認定

施設型給付を受ける幼稚園（以降、「新制度幼稚園」といいます。また、施設型給付を受けない幼稚園を以降、「従来型幼稚園」といいます。）や認定こども園、認可保育園等を利用する際には、子どものための教育・保育給付認定を受ける必要があります。なお、認可保育園等の申込みは子どものための教育・保育給付認定申請を兼ねているため、認可保育園等の申込みをした場合は、改めての手続きは不要です。

子どものための教育・保育給付認定	認定区分	対象となる子ども		対象施設	申請方法
	1号認定	満3歳以上	教育のみを必要とする	・新制度幼稚園 ・認定こども園（教育部分）	利用施設を通じて申請
	2号認定	満3歳以上	教育および保育、または保育を必要とする	・認定こども園（教育部分および保育部分） ・認可保育園 ・地域型保育事業	市に申請 ※入園の申込みとあわせて申請となるため、別途手続きは不要
	3号認定	満3歳未満			

（1）保育を必要とする事由

2・3号認定を受けるには、「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが要件となります。

①就労している（1か月48時間以上）

※育児休業中の場合は、入園月の翌月1日までの復職が入園の条件

②出産予定である

※認定期間は出産（予定）月とその前後2か月ずつの計5か月間

③疾病等により入院または療養中である

④病気療養中や心身に障がいのある家族を日常的に看護または介護している

⑤求職中である

※入園後3か月以内に就労要件の条件を満たすことが必要（就職までの求職活動報告および就労要件への変更手続きが必要）

⑥震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたっている

⑦就学している

⑧そのほか何らかの理由で児童の保育ができない

★「集団生活を経験させたい」などの理由のみでは、保育を必要とする事由に該当しません。

★ 事由を満たす場合でも、園の定員に余裕がない場合など、入園できないことがあります。

★ 保護者がお休みの日（土曜日等）については、家庭での親子のふれあいを大事にしていただくため、ご自宅での保育をお願いしております。

(2) 認定証の交付

保護者の認定申請後、市が「認定証」を発行します。

①利用できる時間（保育必要量）

2号・3号認定の場合、保育を必要とする事由などにより、「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分に分けて認定します。

保育を必要とする事由	保育標準時間	保育短時間
就労、看護・介護、就学	時間によりいずれか 平均月120時間以上	平均月120時間未満
出産、疾病・障がい、災害復旧	○	△希望により可
求職活動	—	○
その他	状況によりいずれか	

◇保育標準時間・・・保育が必要な範囲内で、1日最大11時間のなかで利用可能

（各施設で利用可能な11時間を越える利用は、延長保育となります）

◇保育短時間・・・保育が必要な範囲内で、1日最大8時間のなかで利用可能

（各施設で利用可能な8時間を越える利用は、延長保育となります）

★開園時間および保育標準時間（11時間）・保育短時間（8時間）の時間帯は、各園で設定します。

★利用可能な時間帯の前後（早朝、夕方）に、園によって延長保育を実施しています（別途料金）。

★上記の利用可能な時間帯にかかわらず、入園後しばらくは、園での生活に慣れるために短い保育時間から始まり、子どもの様子を見ながら徐々に通常の保育時間になります（慣らし保育）。

②認定の有効期間

認定証は保育を必要とする事由ごとに有効期間があり、最長で2号認定は小学校就学前まで、3号認定は、満3歳になる前日までとなります。なお、3号認定で在園している場合は、満3歳到達時には自動的に2号認定に変更されます（年度途中で2号認定に変更となっても、保育料は年度末まで2歳児クラスの金額です）。

③認定の変更

求職活動の要件で入園された方が就労を開始するなど、当初の認定から状況が変更となった場合は、認定の変更（保育の必要性の事由の変更、保育必要量の変更）のための手続きが必要です。なお、申請した翌月以降からの変更となります。

④現況届

認定を受けた後も、認定を受けた際の状態が継続していることが必要となります。そのため、毎年（状況によっては随時）、「現況届」や「保育を必要とする事由を確認できる書類（就労証明書など）」を提出していただきます。

★「子どものための教育・保育給付認定証」は、保育の必要性の有無を認定しているものであり、保育施設の利用を保障するものではありません。

第2章

保育園等入園後の各種案内について

1 入園後の各種手続きについて

2 保育料

1 入園後の各種手続きについて

(1) 申込み時と状況が変わった場合

保育園等（認定こども園および新制度幼稚園含む）に入園後に、家族構成（結婚、離婚など）、保護者の就労先、住所変更など、申込み時（継続時）に提出した証明書などの状況が変わった場合は、必ず通園する施設および保育課に申し出てください。

申込み時と入園時（入園後）の状況に変更（指數が下がる等）がある場合は、必ずご相談ください。

主な変更事由と手続き

主な変更事由	手続き内容
結婚した場合	① 新たに保護者となった方の保育要件確認書類(就労証明書等) ② 「家庭状況変更届」
離婚した場合	
市内で住所が変更となった場合	
祖父母と同居する等家族構成が変更となった場合	「家庭状況変更届」
新たに子どもを出産し、育児休業を取得する場合	「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」
転職した場合	① 新しい就労先の「就労証明書」 ② 以前の就労先の退職日がわかる書類(離職票等) ★転職後も入園時の就労条件を維持する必要があります。就労度合いが下がる、転職するために求職活動を行う場合などは、事前に必ずご相談ください。

◆上記の変更事由以外でも、申込み時と状況が変わった場合は手続きが必要となります。詳しくは保育課まで問合せてください。

(2) 退園する場合

保育園を退園する場合は、お早めに「退園届」を提出してください。「退園届」が提出されない場合、通園の有無にかかわらず保育料を納めていただきますので、ご注意ください。

(3) 市外へ転出後も引き続き通園を希望する場合

小平市民としては、退園となりますので、「退園届」をご提出ください。

なお、転出後も引き続き通園を希望する場合は、「退園届」の提出のほか、転出した月の間に、転出先の自治体で転入手続きと保育園継続通園の手続きが必要となります。手続きを行わないと継続通園ができなくなる場合もございますので、ご注意ください。

転出先の自治体での手続きに必要な書類等については、事前に転出先の自治体の保育担当部署に問合せをしてください。

(4) 転園を希望する場合

入園申込み時と同様に書類一式揃えてお申込みください。直近の入園申込み等の手続きにおいて、就労証明書等の必要書類を提出している場合においても、その書類をもっての選考はいたしません。

内定するまでは、現在の保育園に引き続き通園することが可能ですが、内定が確定した時点で、現在通園している保育園には別の子どもが内定するため、いかなる理由があっても元の保育園に戻ることはできません。

(5) 家庭で保育ができない状況などの確認

認可保育園等（認定こども園2・3号認定含む）に通園するためには、入園後も家庭で保育ができない状態が継続していることが要件となります。そのため、毎年（状況によっては随時）、「現況届」や「保育を必要とする事由を証明・確認できる書類（就労証明書など）」を提出していただきます。確認をした際に、入園時の条件を満たしていないことが判明した場合、退園（認定こども園2号認定の場合は認定期間がその月の末日で終了）となることもあります。

(6) 在園児の弟・妹の出産による育児休業の取得

育児休業は保育要件に該当しませんが、出生児（下の子）の産休取得前（上の子の育休から復職済みであることが条件）に認可保育園等に在園している子ども（上の子）は、その後保護者が育休を取得しながら、出生児（下の子）が満1歳となる日の属する年度の末日（3月31日）まで、継続通園が可能です。その後、上の子が4月以降も継続通園するためには、出生児（下の子）の認可保育園等への入園の可否に関わらず、5月1日までに復職する必要があります。また、上の子が5歳児クラスの場合は、出生児（下の子）の年齢に関わらず育休中は継続通園が可能です。

なお、育休開始日の翌月から（開始日が1日の場合は当月から）、保育短時間認定（8時間保育）に変更する必要があるため、出産後1か月以内に必ず認定変更の手続きをしてください。電子申請でも手続き可能です。（62ページ参照）



※この例では、令和7年4月以降も第1子が継続通園するためには、令和7年5月1日までに復職することが必要です。

◎育児休業からの復職期限の特例について

復職期限の原則は上記（6）のとおりですが、令和6年5月1日までに復職を要する方に限り、下記の特例の適用条件を満たしている場合は、出生児（下の子）が満2歳となる日の属する月の末日まで、保護者が育児休業を取得しながら継続通園が可能です。対象者の方には、4月期の入所保留通知に申請書および案内を同封しますので、特例の適用を希望する場合は、指定の期日までにご提出ください。

【対象者】

以下の3つの条件すべてを満たしている方が特例の適用対象者となります。

- ① 4月期第1次から育休対象児童（下の子）の入園申込みを行い、第1次・第2次ともに入所保留となったこと
- ② 4月期第1次から申込みを行い、恣意的に入所保留を希望していないこと（就労証明書等の不足書類がないこと、育休延長希望での申込みではないこと）
- ③ 4月期第1次申込みから継続して4園以上の希望園を記入していること



※この例では、原則は令和6年3月31日が第1子の在園期限ですが、令和6年4月第1次から入園申込みを行い、第1次・第2次ともに入所保留となった場合は、第2子が満2歳となる日の属する月の末日まで育児休業を取得しながら継続可能です。

2 保育料

(1) 保育料について

認可保育園の運営には人件費などの多額の費用が必要であり、保護者が支払う保育料と国・都・市の公費により賄われています（園児1人につき年間でおよそ190万円※の経費がかかります）。

保育料は、保育園を運営するための重要な財源の一部です。

安定した保育園の運営を行っていくために、保育料は納期限までに必ずお支払いください。

※近年の実績に基づいた金額です。

◇幼児教育・保育の無償化および多子軽減事業により、0～2歳児クラスの第2子以降、および3～5歳児クラス（副食費を除く）については、全額公費負担となっています。



◇納入先は、利用される施設により異なります。

利用する施設	納入先	金額
認可保育園 (公立保育園、私立保育園)	市に納入（※1）	納付額＝①+②+③ ① 市が決定する額（※2） ② 特定負担額 ③ 実費徴収額（※3）
認定こども園 地域型保育事業	施設に納入	

（※1）公立保育園の場合は、保育料の納入先は、保育園所在地の市区町村になります。

（※2）小平市外在住の方の保育料は、お住まいの市区町村が決定する額となります。

（※3）市が決定する保育料のほか、施設により特定負担額・実費徴収額が必要となることがあります。
(金額の詳細は各施設にお問合せください。)

(2) 保育料の算定方法について

◇保護者の皆様には、世帯の所得に応じた保育料をお支払いいただくことになります。

保育料は毎年4月と9月の年2回決定します（9月に保育料が切り替わります）。

令和6年4月～令和6年8月	令和5年度の世帯の市民税所得割額の合計額によって、保育料を決定します。
令和6年9月～令和7年3月	令和6年度の世帯の市民税所得割額の合計額によって、保育料を決定します。

★海外での収入がある場合には、「給与証明書」などを提出していただき、課税相当額を推計して算定します。（提出書類は9ページ参照）

★保育料算定にあたっては、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除、配当割額控除額、株式譲渡所得割額控除額の税額控除前の額を算定基準額とします。

- ① 保育料は月額です。その月の1日に在籍している場合は、その月の保育料をお支払いいただきます。
- ② 結婚・離婚などにより保護者に変更があった場合や修正申告などにより市民税額に変更などが生じた場合は、速やかに申し出てください(前年度分に遡っての変更はできませんのでご注意ください)。
- ③ 市民税が未申告の場合や、「市民税課税(非課税)証明書」など、税額を証明する書類の提出がない場合は、該当年齢区分の最高額を負担していただくことになります。(提出書類は9ページ参照)
- ④ 保護者の市民税額が非課税かつ同居の親族がいる場合、その親族を家計の主宰者とみなし、保育料の算定に含めることができます。
- ⑤ 延長保育を利用する場合、通常の保育料のほかに、延長保育料を負担していただきます。

★延長保育利用の際に必要な手続きや要件については、利用施設にお問合せください。

ア 公立保育園

- 1) 18時15分～19時00分の延長保育

→月額：2,500円 日額：500円

- 2) 保育短時間の場合の7時15分～8時30分、16時30分～18時15分の延長保育

→15分100円

※書類の記入方法等については、各園にお問合せください。

イ 私立保育園

保育園ごとに異なりますので、各園にお問合せください。

(3) 保育料の減免・軽減

次の場合は、保育料の減免が認められることがありますのでご相談ください。

ア 月の途中で生活保護の適用を受けた

イ 子どもが病気などにより連續して1か月以上通園ができなかった(最長2か月)

(4) 保育料の納入方法(小平市に納入する場合)

入園後の保育料の納入方法は、口座振替(自動払込)とされています。

口座振替(自動払込)の手続きには日数を要します。振替開始までの保育料については、毎月中旬に送付する納入通知書で金融機関等の窓口にて納付をお願いします。

既に兄弟姉妹が保育園に在園し、口座振替(自動払込)をしている場合でも、新たに入園する子どもについては、手続きが必要です。

口座振替により保育料を納入している方が、他の保育園へ転園する場合、手続きは不要です(引き続き同一口座から振替いたします)。振替口座の変更をご希望の場合は、手続きが必要となります。

★納期限(振替日)は、毎月末日(12月は異なります)です。

ただし、末日が土曜・日曜、祝日にあたる場合は、翌営業日となります。

★延長保育料(市内の公立保育園の月額利用)は、保育料が口座振替(自動払込)の場合、延長保育料も同一口座から振替いたします。

(市内の公立保育園の日額利用の延長保育料は、口座振替ではなく、納付書で納めていただきます)

(5) 保育料を滞納した場合

地方税の例により差し押さえ等の滞納処分、児童手当からの特別徴収または退園となることがあります。また、転園をする際や兄弟姉妹が保育園を申し込む際に選考上不利になります(-40点)。

(6) 利用者負担額（保育料）表

令和5年10月以降の保育料は以下の表のとおりとなります。

階層区分		利用者負担額（円）			
		0～2歳児クラス		3～5歳児クラス	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯、里親世帯	0	0	0	0
2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
3	市町村民税が均等割のみの世帯	2,500 (0)	2,400 (0)	0	0
4	35,000円未満	4,500 (0)	4,400 (0)	0	0
5	35,000円以上 48,600円未満	6,300 (0)	6,100 (0)	0	0
6	48,600円以上 57,700円未満	8,100 (0)	7,900 (0)	0	0
7	57,700円以上 65,000円未満	9,800 (0)	9,600 (0)	0	0
8	65,000円以上 77,101円未満	11,500 (0)	11,300 (0)	0	0
9	77,101円以上 89,000円未満	13,200 (0)	12,900 (0)	0	0
10	89,000円以上 97,000円未満	14,800 (0)	14,500 (0)	0	0
11	97,000円以上 107,000円未満	16,400 (0)	16,100 (0)	0	0
12	107,000円以上 119,000円未満	18,100 (0)	17,700 (0)	0	0
13	119,000円以上 131,000円未満	19,700 (0)	19,300 (0)	0	0
14	131,000円以上 143,000円未満	21,300 (0)	20,900 (0)	0	0
15	143,000円以上 157,000円未満	22,900 (0)	22,500 (0)	0	0

階層区分			利用者負担額（円）			
			0～2歳児クラス		3～5歳児クラス	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
16	市民税の所得割課税額が右の区分に該当する世帯	157,000 円以上 163,000 円未満	24,900 (O)	24,400 (O)	0	0
17		163,000 円以上 169,000 円未満	27,500 (O)	27,000 (O)	0	0
18		169,000 円以上 180,000 円未満	30,000 (O)	29,400 (O)	0	0
19		180,000 円以上 196,000 円未満	33,900 (O)	33,300 (O)	0	0
20		196,000 円以上 215,000 円未満	37,500 (O)	36,800 (O)	0	0
21		215,000 円以上 250,000 円未満	41,300 (O)	40,500 (O)	0	0
22		250,000 円以上 270,000 円未満	46,000 (O)	45,200 (O)	0	0
23		270,000 円以上 301,000 円未満	48,000 (O)	47,100 (O)	0	0
24		301,000 円以上 330,000 円未満	52,000 (O)	51,100 (O)	0	0
25		330,000 円以上 397,000 円未満	54,000 (O)	53,000 (O)	0	0
26		397,000 円以上 517,000 円未満	57,000 (O)	56,000 (O)	0	0
27		517,000 円以上	58,900 (O)	57,800 (O)	0	0

★年齢区分は、4月1日時点のクラス年齢で決まります。

★表中の保育料については、在園児が第1子の場合は表中上段の額、第2子以降の場合は()内の額を適用します。

★市民税所得割額が77,101円未満で、教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属するものが要保護者等(注1)に該当する場合は、在園児が第1子の場合は表中上段の額に2分の1を掛けた額(100円未満は切り捨て)、第2子以降の場合は()内の額を適用します。

★就学前の兄弟姉妹が負担額算定基準者（注2）に該当する場合は、在園証明書をご提出ください。

★小平市立保育園等の利用者負担額に関する条例及び同施行規則、小平市特定保育所の保育料に関する条例および同施行規則、小平市認定こども園及び幼稚園並びに特定地域型保育事業の利用者負担額に関する規則、小平市保育措置費徴収条例および同規則に基づき決定します。

（注1）

- ・教育・保育給付認定保護者が、母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの
- ・身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けたもの（在宅障害者、在宅障害児に限る）
- ・療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けたもの（在宅障害者、在宅障害児に限る）
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの（在宅障害者、在宅障害児に限る）
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅障害者、在宅障害児に限る）
- ・国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者（在宅障害者、在宅障害児に限る）

（注2）負担額算定基準者

就学前の兄弟姉妹が、特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設通所部・児童発達支援・医療型児童発達支援のいずれかの施設を利用している場合に該当

【保育料算出例①】

市民税所得割課税額の世帯合計・・・15万円

保育必要量・・・保育標準時間

世帯構成と保育料

父

母

小学2年生（第1子）

保育園2歳児クラス ⇒ 15階層 第2子 のため 0円

保育園0歳児クラス ⇒ 15階層 第3子 のため 0円

【保育料算出例②】

市民税所得割課税額の世帯合計・・・15万円

保育必要量・・・保育短時間

世帯構成と保育料

父

母

保育園2歳児クラス ⇒ 15階層 第1子 のため 22,500円

保育園0歳児クラス ⇒ 15階層 第2子 のため 0円

第3章

各保育（教育）施設について

- 1 各施設の特徴と申込み先
- 2 公立保育園の民間移行等について
- 3 各保育（教育）施設の案内
 - (1) 認可保育園
 - (2) 小規模保育事業
 - (3) 家庭的保育事業
 - (4) 認定こども園
 - (5) 私立幼稚園
 - (6) 東京都認証保育所
 - (7) 認定家庭福祉員
 - (8) 企業主導型保育事業

1 各施設の特徴と申込み先

☆保育施設の種類（主なもの）

施設の種類	特徴	申込み先
認可保育園	国が定めた設置基準を満たし、保護者に代わって保育を提供する児童福祉施設です。市が運営する公立保育園と社会福祉法人などが運営する私立保育園があります。	市へ申込み
小規模保育事業	地域型保育事業の一つで、0～2歳児を対象に比較的小規模な環境で保育します。	
家庭的保育事業	地域型保育事業の一つで、0～2歳児を対象に保育者の自宅等で家庭的な雰囲気の中で保育します。	
認定こども園	教育と保育を一体的に提供する施設で、幼稚園の良さと保育所の良さを兼ね備えた施設です。	申請の時期や保育要件の有無により、異なります
私立幼稚園	学校教育法の幼稚園課程に、私立としての教育理念を加えた、特色ある幼児教育を行っています。通常の幼稚園教育時間の前後に預かり保育を行っています。	施設へ直接申込み
東京都認証保育所	東京都が独自の基準を設定して認証した保育施設です。多様化する保育ニーズに応えることのできる、柔軟できめ細やかな保育を特徴としています。	
認定家庭福祉員	家族的な雰囲気の中で、子どもの発達や家庭の状況にあわせて、一人ひとりを大切に保育しています。一人の認定家庭福祉員が3人（補助者がいる場合は5人）まで保育します。	
企業主導型保育事業	子ども・子育て拠出金を負担している企業が、国の助成を受けて設置する保育施設です。保育を必要とする地域の子どもも利用することができます。	

☆令和6年度クラス（保育年齢）早見表

クラス	生年月日
5歳	平成30年4月2日～平成31年4月1日 (2018年) (2019年)
4歳	平成31年4月2日～令和2年4月1日 (2019年) (2020年)
3歳	令和2年4月2日～令和3年4月1日 (2020年) (2021年)
2歳	令和3年4月2日～令和4年4月1日 (2021年) (2022年)
1歳	令和4年4月2日～令和5年4月1日 (2022年) (2023年)
0歳	令和5年4月2日以降 (2023年)

- ・クラスは4月1日時点の年齢で決まります。
- ・保育園によって受入年齢が異なりますので、一覧でご確認ください。
- ・0歳児は、生後57日目以降入園が可能となります。

※4月入園申込み（第1次受付）を除き、申込みができるのは、出生届出後です。

2 公立保育園の民間移行等について

(問合せ先：保育政策担当 042-346-9848)

令和元年9月に策定した「公立保育園の運営のあり方に関する方針〈改定版〉」において、公立保育園の役割の充実および公立保育園の運営方法の見直しの2つの視点を定めました。

公立保育園の役割の充実では、基幹園を設定し地域全体の保育の質の向上を図り、公立保育園の運営方法の見直しでは、私立保育園への移行等を実施していきます。

スケジュールについては、下記の「公立保育園の更新等検討スケジュール」とおりとなります。

なお、花小金井保育園は小平第十一小学校の建替えに合わせて、更新等を検討することとしていましたが、東南地域への待機児童対策、施設の老朽化、財源確保、将来にわたる安定した保育行政を目指す観点から、民間移行することとしました。これにより、公立保育園はこれまでに決定している2園（仲町保育園、津田保育園）に花小金井保育園を加えて、3園を民間移行します。

公立保育園の更新等検討スケジュール

年 度	小 川 西 保 育 園	津 田 保 育 園	大 沼 保 育 園	仲 町 保 育 園	小 川 保 育 園	喜 平 保 育 園	花 小 金 井 保 育 園
令和元年							
令和2年							
令和3年				ガイドラ イン作成			ガイ德拉 イン作成
令和4年	基 幹 園 移 行	ガイドラ イン作成	基 幹 園 移 行	事業者公 募・選定	更新等 検討		事業者公 募・選定
令和5年		事業者公 募・選定		移行園 建設			移行園 建設
令和6年		移行園 建設		移行園 開設			移行園 開設
令和7年		移行園 開設		在籍 3~5 歳児移転		更新 等 検 討	在籍 3~5 歳児移転
令和8年		在籍 3~5 歳児移転					
令和9年							
令和10年							

★上記のスケジュールは、令和5年7月末日時点での予定となっており、今後、変更となる場合があります。最新の情報については市ホームページをご確認ください。

公立仲町・花小金井保育園をお申込みの方へのお知らせ

公立仲町・花小金井保育園は、令和7年4月に私立保育園に移行（民間移行）し、仲町保育園は園舎が仲町7番19（地番）に、花小金井保育園は園舎が花小金井五丁目584番27（地番）に移転します。なお、いずれの園も設置・運営は、市内でゆたか保育園を運営する社会福祉法人ゆたか会となります。

【仲町保育園】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
既存園	(定員設定:1~5歳児) ※R6年度の0~1歳児募集せず	(定員設定:2~5歳児) ※R7年度の募集はしない	3~5歳児移転
移行園 〔仲町保育園〕 北側	設計・建設 → ※R6年度 0~2歳児の募集	(仮称)なかまち保育園開設 (定員設定:0~2歳児) ※R7年度 0~5歳児の募集	(定員設定:0~5歳児)

【花小金井保育園】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
既存園	(定員設定:1~5歳児) ※R6年度の1歳児募集せず	(定員設定:2~5歳児) ※R7年度の募集はしない	3~5歳児移転
移行園 〔花小金井保育園〕	設計・建設 → ※R6年度 1~2歳児の募集	(仮称)はなこがねい保育園開設 (定員設定:1~2歳児) ※R7年度 1~5歳児の募集	(定員設定:1~5歳児)

仲町・花小金井保育園の既存園については、令和6年度の定員が変更となります。

公立津田保育園をお申込みの方へのお知らせ

公立津田保育園は、令和8年4月に私立保育園に移行（民間移行）し、園舎が建設事業所（津田町三丁目34番8号）敷地内に移転します。なお、移管先法人の決定は、令和5年10月頃を予定しています。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
既存園	(定員設定:1~5歳児)	(定員設定:1~5歳児) ※R7年度の1歳児募集せず	(定員設定:2~5歳児) ※R8年度の募集はしない	3~5歳児移転
移行園 〔建設事業所 敷地内〕	移管先法人 公募・選定 解体・設計・建設 → ※R7年度 1~2歳児の募集		新私立保育園開設 (定員設定:1~2歳児) ※R8年度 1~5歳児の募集	(定員設定:1~5歳児)

津田保育園の既存園については、令和6年度以降の定員が変更となります。

3 各保育（教育）施設の案内

（1）認可保育園 【市へ申込み】

<公立認可保育園>

No.	保育園名	所在地		定員（人）						開園時間	保育標準時間	保育短時間	18:15 以降の 保育	
		電話	電話	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳					
1	上宿保育園	小川町1-308 042(345)1163		6	18	18	20	23	24	109	7:15 ~19:00	7:15 ~18:15	8:30 ~16:30	1歳 児クラス から
2		小川町1-983 042(343)3621		—	12	18	30	30	30	120				
3	小川西保育園	小川西町5-13-22 042(341)0076		9	15	18	20	23	24	109				
4		上水南保育園 042(323)1036		6	15	18	20	23	24	106				
5	喜平保育園	喜平町3-2-36 042(321)6949		—	12	18	30	30	30	120				
6		津田保育園 （※2:令和8年4月民間移行） 042(342)1764		—	8	18	26	30	30	112				
7	仲町保育園 （※1:令和7年4月民間移行）	仲町7 042(343)8262		—	—	6	24	24	30	84				
8		大沼保育園 042(341)0726		9	15	18	30	30	30	132				
9	花小金井保育園 （※1:令和7年4月民間移行） 042(462)5775	花小金井5-41-3 042(462)5775		—	—	6	20	23	24	73				

※1：仲町保育園及び花小金井保育園は令和7年4月に私立保育園へ移行します。移行園（新園）について
は、仲町保育園は（仮称）なかまち保育園を北側隣接地に、花小金井保育園は（仮称）はなこがねい
保育園を園敷地内にそれぞれ建設します。なお、いずれの園も設置・運営は、市内でゆたか保育園を
運営する社会福祉法人ゆたか会となります。

※2：津田保育園は令和8年4月に私立保育園へ移行します。移行園（新園）については、市の建設事業所
（津田町3-34-8）敷地内に建設します。なお、令和5年度中に移行園（新園）の設置・運営法人を
公募により選定します。

<私立認可保育園>

No.	保育園名	所在地		定員（人）						開園時間	保育標準時間	保育短時間	18:00 以降の 保育		
		電話	電話	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳						
1	たのしい森保育園	小川町1-3004-5 042(313)5960		6	11	11	11	11	11	61	7:00 ~20:00	7:00 ~18:00	8:30 ~16:30	生後 57日 から	
2		まなびの森保育園 新小平	小川町2-1316-1 042(347)3231	6	10	11	11	11	11	60	7:00 ~20:00				
3	まるやま保育園 （※4）	小川東町1-32-13 042(312)1995		6	10	14	—	—	—	30	7:00 ~19:00			概ね 満1歳 から	
4		小平にこにこ 保育園	小川東町1-38-18 042(344)8181	9	12	14	21	22	22	100	7:00 ~19:00				
	小平にこにこ 保育園分園	小川東町1-30-9-1F 042(345)2233		6	7	7	—	—	—	20	概ね 満1歳 から				

No.	保育園名	所在地	定員(人)							開園時間	保育標準時間	保育短時間	18:00 以降の 保育
			電話	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳				
5	れんげ萩山保育園 (※3)	小川東町4-3-18	-	15	30	31	31	31	138	7:00 ~19:00	8:30 ~16:30	概ね 満1歳 から	生後 57日 から
		042(344)1486											
6	にじいろ保育園 上水本町	小川東町4-3-1	17	15	-	-	-	-	32	7:00 ~20:30	7:00 ~19:00	概ね 満1歳 から	生後 57日 から
		042(344)1484											
7	小平一橋学園雲母 (きらら)保育園	喜平町1-1-2	6	10	12	13	13	13	67	7:00 ~20:00	7:00 ~19:00	概ね 満1歳 から	生後 57日 から
		042(300)4111											
8	よつぎ第三保育園 (※5)	津田町3-25-10	15	15	15	-	-	-	45	7:00 ~19:00	7:00 ~19:00	概ね 満1歳 から	生後 57日 から
		042(345)5044											
9	よつぎ第三保育園 分園 (※5)	学園西町2-23-4	6	9	9	-	-	-	24	7:00 ~19:00	7:00 ~19:00	概ね 満1歳 から	生後 57日 から
		042(344)1230											
10	小平学園西雲母 (きらら)保育園	学園西町2-9-17	6	10	10	18	18	18	80	7:00 ~20:00	7:00 ~20:00	概ね 満1歳 から	生後 57日 から
		042(312)3922											
11	ゆたか保育園	学園東町3-27-14	6	10	11	11	11	11	60	7:00 ~20:00	7:00 ~20:00	満1歳 から	生後 57日 から
		042(349)8221											
12	学園まるやま保育園	学園東町575-35	9	15	16	20	20	20	100	7:00 ~19:00	7:00 ~18:00	満1歳 から	生後 57日 から
		042(341)2832											
13	6年4月開園予定 (仮称)なかまち保育園 (※6・7)	仲町7-19(地番)	9	15	18	-	-	-	42	7:00 ~20:00	7:00 ~18:00	満1歳 から	生後 57日 から
		042(370)1148<よつば保育園>											
14	小平なみき保育園 (※4)	仲町304-1	6	20	24	-	-	-	50	7:00 ~19:00	7:00 ~18:00	満1歳 から	生後 57日 から
		042(344)2030											
15	仲町にこにこ保育園	仲町351-38	6	14	15	15	15	15	80	7:00 ~19:00	7:00 ~18:00	満1歳 から	生後 57日 から
		042(344)8118											
16	ゆりのこ保育園 (※4)	仲町521	9	14	15	-	-	-	38	7:00 ~19:00	7:00 ~18:00	満1歳 から	生後 57日 から
		042(312)1901											
17	まなびの森保育園 花小金井	回田町315-7	-	16	16	16	16	16	80	7:00 ~20:00	9:00 ~17:00	1歳児 クラス から	生後 57日 から
		042(401)0880											
18	こぶし保育園	鈴木町1-148	9	10	12	21	24	24	100	7:00 ~19:00	7:00 ~18:00	満1歳 から	生後 57日 から
		042(344)1717											
19	すずのき台保育園	鈴木町1-166-1	9	15	20	26	26	26	122	7:00 ~20:00	8:30 ~16:30	満1歳 から	生後 57日 から
		042(313)6355											
20	ブチ・ふたば保育園 (※4)	鈴木町1-344	6	12	12	-	-	-	30	7:00 ~19:00	7:00 ~18:00	満1歳 から	生後 57日 から
		042(341)2222											
21	やさしい森保育園	鈴木町1-463-1	6	12	13	13	13	13	70	7:00 ~20:00	7:00 ~18:15	1歳児 クラス から	生後 57日 から
		042(312)0894											
22	うれしい森保育園	鈴木町2-147-10	6	14	15	15	15	15	80	7:00 ~20:00	7:00 ~18:15	1歳児 クラス から	生後 57日 から
		042(439)5509											
23	うめのき保育園	鈴木町2-186-4	9	10	12	23	23	23	100	7:00 ~19:00	7:00 ~18:15	1歳児 クラス から	生後 57日 から
		042(497)6152											
24	こだすずコスモ 保育園	鈴木町2-621-21	-	16	16	16	16	16	80	7:15 ~19:45	7:00 ~20:00	1歳児 クラス から	生後 57日 から
		042(388)3130											
25	すこやかな森保育園	鈴木町2-865-8	6	12	13	13	13	13	70	7:00 ~20:00	7:00 ~18:00	1歳児 クラス から	生後 57日 から
		042(316)1310											

No.	保育園名	所在地		定員(人)						開園時間	保育標準時間	保育短時間	18:00 以降の 保育
		電	話	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳				
26	ひめゆり保育園 (※5)	天神町2-6-1		9	15	16	—	—	—	40	7:00 ~19:00	8:30 ~16:30	生後 57日 から
		042(345)7322											
27	てんじん保育園	天神町2-11-26		6	10	11	11	11	11	60	7:00 ~19:00	7:00 ~18:00	生後 57日 から
		042(313)5030											
28	美園おひさま保育園	美園町3-18-11		6	12	13	13	13	13	70	7:00 ~19:00	概ね 満1歳 から	生後 57日 から
		042(386)4833											
29	コビープリスクール こだいら	大沼町1-3-8		6	10	11	11	11	11	60	7:00 ~20:00	7:00 ~18:00	生後 57日 から
		042(312)3801											
30	しあわせの森保育園	花小金井南町1-6-20		6	11	12	17	17	17	80	7:00 ~20:00	1歳児 クラス から	生後 57日 から
		042(497)5678											
31	ドリームキッズ 花南保育園	花小金井南町1-8-10		6	8	8	8	8	8	46	7:00 ~20:00	概ね 満1歳 から	生後 57日 から
		042(465)6610											
32	あゆみの森保育園	花小金井南町2-3-19		—	13	13	13	13	13	65	7:00 ~20:00	概ね 満1歳 から	1歳児 クラス から
		042(420)2870											
33	小平花小金井雲母 (きらら)保育園	花小金井南町2-10-40		6	10	11	11	11	11	60	7:00 ~20:00	概ね 満1歳 から	生後 57日 から
		042(452)2520											
34	白梅保育園 (※5)	花小金井南町2-12-5		9	10	11	—	—	—	30	7:00 ~19:00	概ね 満1歳 から	1歳児 クラス から
		042(466)2015											
35	花小金井おひさま保育園	花小金井南町3-34-49		—	12	12	16	16	16	72	7:00 ~19:00	概ね 満1歳 から	生後 57日 から
		042(452)9913											
36	花小金井愛育園	花小金井1-26-10		9	12	15	18	22	24	100	7:00 ~19:00	概ね 満1歳 から	1歳児 クラス から
		042(461)9549											
37	Gakkenほいくえん 花小金井	花小金井3-1-21-1		9	12	15	18	18	18	90	7:00 ~20:00	概ね 満1歳 から	生後 57日 から
		042(451)7020											
38	花小金井にこにこ 保育園	花小金井4-11-22		9	15	18	19	19	20	100	7:00 ~19:00	概ね 満1歳 から	1歳児 クラス から
		042(452)2205											
39	6年4月開園予定 (仮称)はなこがねい保育園 (※6・7)	花小金井5-584-27 (地番)		—	15	18	—	—	—	33	7:00 ~20:00	9:00 ~17:00	生後 57日 から
		042(306)7588<このめ保育園>											
40	アスク花小金井 保育園	花小金井6-16-3		6	10	11	11	11	11	60	7:00 ~20:00	8:30 ~16:30	概ね 満1歳 から
		042(452)0107											
41	このはな保育園	花小金井7-27-1		10	15	15	17	17	17	91	7:00 ~19:00	概ね 満1歳 から	生後 57日 から
		042(497)5327											

※3：れんげ萩山保育園の1歳児については、原則子どもの生年月日により本園・分園に分かれます。
申込み時に選択することはできません。

※4：系列の幼稚園の入園枠を確保しているため、希望者は保育園卒園後、以下の幼稚園に入園可能です。
各幼稚園の利用時間、保育料については、36～38ページを参照してください（利用できる時間は保育園と異なります。また、幼稚園では土曜日の保育は行っていません）。

- ・まるやま保育園 ⇒ 丸山幼稚園
- ・ゆりのこ保育園 ⇒ 小平姫百合幼稚園
- ・小平なみき保育園 ⇒ 小平なみき幼稚園
- ・ブチ・ふたば保育園 ⇒ 小平みどり幼稚園

※5：卒園時に14ページの調整指數「3. 申込み児童にかかわるもの」の「(307)の加点」に該当します。

※6：(仮称) なかまち保育園は公立仲町保育園、(仮称) はなこがねい保育園は公立花小金井保育園の民間移行園（新園）となります。(仮称) なかまち保育園は公立仲町保育園の北側隣接地に、(仮称) はなこがねい保育園は公立花小金井保育園の敷地内にそれぞれ建設します。なお、いずれの園も設置・運営は、市内でゆたか保育園を運営する社会福祉法人ゆたか会となります。

※7：(仮称) なかまち保育園及び(仮称) はなこがねい保育園は令和7年度から3～5歳児の受入れを開始します。

(2) 小規模保育事業（地域型保育事業）【市へ申込み】

特 徴 保育を必要とする0～2歳児の子どもを対象とし、定員6～19人の比較的小規模な環境の施設で、きめ細やかな保育を行います。

対 象 0歳児～2歳児

保育料 利用者負担額（保育料）表（24～25ページを参照）

No.	保育園名	所在地 電話	定員（人）							開園時間	保育標準時間	保育短時間	18:15以降の保育
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計				
1	はぐみい保育園	小川西町4-14-26 042(312)1949	3	7	8	—	—	—	18	7:30～ 18:30 (月～金)	7:30～ 18:30	8:30～ 16:30	—
2	こだはなコスモ保育園	花小金井南町1-25-33-1F 042(466)7575	3	8	8	—	—	—	19	7:15～ 19:15 (月～土)	7:15～ 18:15	8:30～ 16:30	満1歳から

【はぐみい保育園に関する留意事項】

- ★ 連携施設は、まるやまこども園（丸山幼稚園）、小川保育園です。卒園時の連携施設への入園は、この2園（受入上限人数：まるやまこども園5名、小川保育園3名）への優先利用となり、2歳児クラス在園期間中（9月頃を予定）に保育園が連携施設への入園希望を確認します。受入上限人数を超える希望があった場合は、保育園からの依頼を受け、小平市が入園選考等基準表に基づいた選考を行います。
- ★ 2歳児クラスに10月以降入園（転園）の場合は、上記2園への優先利用はできません。
次年度、保育園の利用を希望する場合は、通常の保育園の申込みが必要となります。
- ★ 土曜日保育・延長保育（保育短時間における前後を除く）は行っていません。

【こだはなコスモ保育園に関する留意事項】

- ★ 連携施設は、弥生台幼稚園、すずのき台保育園、しあわせの森保育園です。卒園時の連携施設への入園は、この3園（各園受入上限人数3名）への優先利用となり、2歳児クラス在園期間中（9月頃を予定）に保育園が連携施設への入園希望を確認します。受入上限人数を超える希望があった場合は、保育園からの依頼を受け、小平市が入園選考等基準表に基づいた選考を行います。
- ★ 2歳児クラスに10月以降入園（転園）の場合は、連携施設への優先利用はできません。
次年度、保育園の利用を希望する場合は、通常の保育園の申込みが必要となります。

(3) 家庭的保育事業（地域型保育事業）【市へ申込み】

特 徴 3人から5人までを定員とした保育施設です。家庭的な雰囲気の中で、子どもの発達や家庭の状況にあわせて、一人ひとりを大切に保育しています。

対 象 0歳児～2歳児

保育料 利用者負担額（保育料）表（24～25ページを参照）

No.	保育施設名	所在地 電話	定員（人）							開所時間	保育標準時間	保育短時間
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計			
1	こばやし家庭的保育室	中島町16-17 042(346)1990	1	2	2	—	—	—	5	8:00～ 18:00 (月～金)	—	8:30～ 16:30
		たぐち家庭的保育室※1 ※令和8年3月31日事業終了予定		1	2	2	—	—	—	5		
2	大場家庭的保育室※2	小川町1-458-67 042(346)6074	1	2	2	—	—	—	5	7:30～ 18:00 (月～金)	—	8:30～ 16:30
		小川町1-801-53 042(343)5562		1	2	2	—	—	—	5		
3	木村家庭的保育室	上水本町1-24-7 042(325)6405	1	1	2	—	—	—	4	8:00～ 18:00 (月～金)	—	8:30～ 16:30
		上水本町1-24-7 042(325)6405		1	1	2	—	—	—			

No	保育施設名	所在地 電話	定員(人)							開所時間	保育標準時間	保育短時間
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計			
5	かかず家庭的保育室	回田町 238-13 042(332)0082	1	2	2	—	—	—	5	8:00 ~ 18:00 (月~金)	—	8:30 ~ 16:30
6	大澤家庭的保育室※1 ※令和7年3月31日事業終了予定	御幸町 118-8 042(324)2969	1	1	2	—	—	—	4	8:00 ~ 18:00 (月~金)	—	8:30 ~ 16:30
7	しみず家庭的保育室	鈴木町 1-212-14 042(327)3912	1	2	2	—	—	—	5	8:00 ~ 18:00 (月~金)	—	8:30 ~ 16:30
8	土屋家庭的保育室	花小金井南町 3-9-3-2 042(462)6920	1	2	2	—	—	—	5	8:00 ~ 18:00 (月~金)	—	8:30 ~ 16:30
9	いぐち家庭的保育室	花小金井 3-7-2 042(464)8812	1	1	2	—	—	—	4	8:00 ~ 18:00 (月~金)	—	8:30 ~ 16:30
10	はなっこ家庭的保育室	花小金井 8-7-15 042(347)0315	1	2	2	—	—	—	5	8:00 ~ 18:00 (月~金)	—	8:30 ~ 16:30

- ★ 2人定員クラスに空きがある場合は、他の1人定員のクラスを2人定員として調整することができます。
- ★ 土曜日保育は行っておりません。延長保育については、各施設にお問合せください。
- ★ 障がい児保育については、原則として対応しておりません。
- ★ 家庭的保育事業を利用する場合は、保育短時間認定となります。
- ★ 連携施設は、以下のとおりです。卒園時の連携施設への入園は優先利用となり、2歳児クラス在園期間中（9月頃を予定）に在園施設が連携施設への入園希望を確認します。

ただし、2歳児クラスに10月以降入園（転園）の場合は、優先利用はできません。

次年度、連携施設以外の保育園の利用を希望する場合は、通常の保育園の申込みが必要となります。

No.	保育施設名	連携施設名	No.	保育施設名	連携施設名
1	こばやし家庭的保育室	上宿保育園	6	大澤家庭的保育室	喜平保育園
2	たぐち家庭的保育室	小川保育園	7	しみず家庭的保育室	すずのき台保育園
3	大場家庭的保育室※2	津田保育園	8	土屋家庭的保育室	しあわせの森保育園
4	木村家庭的保育室	ふれあいの森保育園	9	いぐち家庭的保育室	Gakken ほいくえん 花小金井
5	かかず家庭的保育室	喜平保育園	10	はなっこ家庭的保育室	大沼保育園

※1 令和6年度にたぐち家庭的保育室の0歳児クラス、大澤家庭的保育室の0・1歳児クラスに入園された方については、各保育室の事業終了に伴う転園申込み時（令和7年4月又は令和8年4月選考に限り）に14ページの調整指数「3. 申込み児童にかかるもの」の「(307) の加点」に該当します。

※2 津田保育園の民間移行に伴い、令和6年度に大場家庭的保育室の0・1歳児クラスに入園された方の連携施設は小平神明こども園（小平神明幼稚園）へ変更となります。

(4) 認定こども園

【1号認定：直接申込み／2号認定：市へ申込みまたは直接申込み（単願）／3号認定：市へ申込み】

特　　徴 教育と保育を一体的に提供する施設です。また、子育てに関する相談や親子の集いの場を提供する子育て支援事業も行っています。

認定制度 子どものための教育・保育給付認定（1号認定（教育部分）または2・3号認定（教育部分および保育部分））を受ける必要があります。（17ページ参照）

※2・3号認定を受ける方は、認可保育園と同様に「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが要件となります。（17ページ参照）

※申込み時に提出された書類の内容に基づき認定を行いますので、入園後に就労度合いが下がる、転職するために求職活動を行う場合などは、事前にご相談ください。

※1号認定を受けて通園し、預かり保育を利用する方は、施設等利用給付認定が受けられる場合があります。（42ページ参照）

利用時間 **1号認定（教育部分）**

午前9時～午後2時30分のうち4時間程度（園により異なります）

★上記の通園時間にあわせて園バスがあります（めぐみこども園除く）。

★上記の前後の時間に預かり保育を実施しています（別途料金）。

2・3号認定（教育部分および保育部分）

午前7時30分～午後6時30分の11時間、またはこのうちの8時間
(時間は、保育標準時間または保育短時間の区分によります。(18ページ参照))

★春・夏・冬の長期休業期間中も開所します。

保育料 0円（0～2歳児クラスに在籍する第1子を除く）

※園が定める特定負担額と実費徴収額は、別途かかります。

申込み 認定区分により異なります。

1号認定：幼稚園としての利用となるため、各幼稚園への直接申込み

2・3号認定：保育部分の利用もあるため、市へ申込み

（2号認定単願申込みは、各幼稚園への直接申込み）

2・3号認定希望の市への申込み

認定こども園2・3号認定の利用を希望する場合は、認可保育園等の入園申込みと同様に、市への申込みが必要です。すでに認定こども園1号認定で在園しており、2号認定への変更を希望する場合も、同様です。（3～10ページ参照）

※認可保育園とは異なる点があるため、認定こども園の見学や園児募集要項等をご確認のうえ、お申込みください。

2号認定希望の単願申込み（4月入園申込みのみ）

4月入園申込みにあたり、認定こども園2号認定が第1希望で、申込み施設以外を希望しない場合は、施設に直接申込み（単願申込み）ができます。例年、10月頃からの手続きとなります。詳しい申込み時期・提出書類等は、各認定こども園にご確認ください。

※認定こども園2号認定に単願申込みを行い、内定した場合は、認可保育園の4月入園申込みをすることはできません。

補助制度 50～52ページ参照（1号認定のみ）

No.	園名	所在地 電話	認定区分	定員(人)							開園時間	2号・3号		
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計		保育標準時間	保育短時間	
1	ひめゆりこども園 小平姫百合幼稚園	上水新町 1-5-15 042(343)1832	1号	—	—	—	25	25	25	125	8:30 ～ 16:30	9:30 ～ 17:30		
			2号	—	—	—	16	17	17					
2	小平神明こども園 小平神明幼稚園 神明けやきっこ保育園 (※1)	小川町 1-2572 042(341)0938	1号	—	—	—	60	70	70	284				
			2号	—	—	—	20	20	20					
			3号	—	12	12	—	—	—					
3	まるやまこども園 丸山幼稚園	小川東町 1-29-21 042(341)0935	1号	—	—	—	60	60	60	320 (※2)	7:30 ～ 18:30	8:30 ～ 16:30		
			2号	—	—	—	40	40	40					
4	めぐみこども園 小平学園幼稚園	学園東町 1-2-41 042(341)0228	1号	—	—	—	18	18	19	95				
			2号	—	—	—	12	14	14					
5	小平みどりこども園 小平みどり幼稚園 わかば保育園 (※1)	鈴木町 1-341 042(342)2215	1号	—	—	—	50	80	80	339 (※2)	9:00 ～ 17:00	9:00 ～ 17:00		
			2号	—	—	—	32	22	23					
			3号	—	12	12	—	—	—					
6	小平花小金井こども園 小平花小金井幼稚園 さくらんぼ保育園	花小金井 2-9-11 042(461)9226	1号	—	—	—	90	90	90	400				
			2号	—	—	—	40	40	40					
			3号	3	3	4	—	—	—					

★預かり保育の利用方法や状況は、各園でそれぞれ異なります。詳細は各園にお問合せください。

※1 小平神明こども園、小平みどりこども園については、令和6年4月に幼稚園から認定こども園への移行を予定しています。定員等については、令和5年7月時点の計画を記載しています。

※2 満3歳児クラスの定員（まるやまこども園20人、小平みどりこども園28人）を含みます。

(5) 私立幼稚園【直接申込み】 ※小平市に公立幼稚園はありません。

特　　徴 学校教育法の幼稚園課程に、私立としての教育理念を加えた特色ある幼児教育を行っています。

対　　象 3歳児～5歳児

保育時間 午前8時30分～午後2時のうち4時間程度（園により異なります）

延長保育 ☆ 一時預かり事業（幼稚園型） ※各幼稚園が定める時間

★春・夏・冬の長期休業期間中も実施しています。

★基本保育料以外に預かり保育料がかかります（各園へお問合せください）。

◎ 幼稚園アットホーム事業 ※午前7時30分～幼稚園開始・終了～午後6時30分

★春・夏・冬の長期休業期間中も実施しています。

★基本保育料以外に月極の場合10,000円程度の延長保育料がかかります。

○ 預かり保育事業 ※各幼稚園が定める時間

★基本保育料以外に預かり保育料がかかります（各園へお問合せください）。

一時預かり事業（幼稚園型）、幼稚園アットホーム、預かり保育の利用方法や状況は各園でそれぞれ異なります。詳細は各園にお問合せください。

定　　員 定員とは、各園の規模にあわせた収容定員になります。実際の受入可能人数とは異なることがありますので、詳細は各園にお問合せください。

申込み 各幼稚園への直接申込み **補助制度** 50～52ページ参照

① 新制度幼稚園

保育料 0円 ※園が定める特定負担額と実費徴収額は、別途かかります。

認定制度 子どものための教育・保育給付認定1号を受ける必要があります（17ページ参照）。

No.	幼稚園名	所在地	電話	定員	園バス	給食
1	白梅学園大学附属白梅幼稚園 ☆	小川町 1-830	042(343)1335	210	—	—
2	たかのだい幼稚園 ◎	上水本町 1-21-3	042(323)3232	160	○	○
3	小平なみき幼稚園 ☆	仲町 306-3	042(341)3810	320	○	○

② 従来型幼稚園

保育料 基本保育料 市内の幼稚園は、各園が定める月額保育料から施設等利用費の25,700円と保護者補助金の5,300円が差し引かれます。

★基本保育料以外に、入園料、制服代、給食費、延長保育料などの費用がかかります。

認定制度 子育てのための施設等利用給付認定を受ける必要があります。（42～43ページ参照）

No.	幼稚園名	所在地	電話	定員	園バス	給食
1	なおび幼稚園 ◎	上水本町 4-21-1	042(321)4671	280	○	○
2	小平あおば幼稚園 ○	上水南町 2-8-15	042(323)2727	105	—	○
3	洗心幼稚園 ◎	学園西町 2-21-9	042(341)3200	240	○	○
4	小平若竹幼稚園 ○	回田町 122-3	042(321)4072	350	○	○
5	りんどう幼稚園 ◎	花小金井 1-26-34	042(462)3133	315	○	○
6	弥生台幼稚園 ◎	花小金井 4-9-20	042(473)2525	315	○	○

(6) 東京都認証保育所【直接申込み】

- 特 徴** 東京都が独自の基準を設定して認証した保育施設です。多様化する保育ニーズに応えることのできる、柔軟できめ細やかな保育を特徴としています。
- 対 象** A型：0歳児～小学校就学前（施設により受入年齢は異なります）
B型：0歳児～2歳児
- 要 件** 保護者が、就労などの事由により保育を必要とする場合（B型）
- 保育時間** 13時間以上の開所時間を設定しています。基本保育時間は、施設により異なります。
延長保育は各施設へお問合せください。
- 保 育 料** 下表のとおり
★基本保育料以外に、入園料、延長保育料、雑費などの費用がかかる施設があります。
- 補助制度** 認証保育所の保育料には一定の条件を満たしている方に対して、市からの補助制度があります。詳細は44～45ページをご確認ください。
- 申 込 み** 各認証保育所への直接申込み

No.	名 称	所在地	電話番号	定員	基本保育料	開所時間
1	たかの台保育所	たかの台 36-9	042(347) 0020	23 (B型)	40,000～ 48,000円	7:00～ 20:00
2	新小平さくら保育園	小川町 2-1991-7	042(345) 5355	19 (B型)	42,000円	7:30～ 20:30
3	マリア・ローザ	小川西町 3-8-15	042(343) 8888	30 (A型)	35,000～ 40,000円	7:00～ 20:00
4	むさし保育園	小川東町 4-1-1	042(344) 1324	75 (A型)	44,000～ 47,000円	7:00～ 20:00
5	タンポポ保育園	学園東町 1-2-20	042(343) 8205	22 (B型)	44,000～ 51,000円	7:00～ 20:00
6	どんぐり保育園	学園東町 1-13-7	042(344) 9981	19 (B型)	39,000～ 43,000円	7:00～ 20:00
7	いやなが保育園	仲町 563	042(341) 4681	17 (B型)	30,000～ 42,000円	7:00～ 20:00
8	小平駅前保育園	美園町 1-15-10	042(343) 6670	27 (B型)	39,000～ 42,000円	7:00～ 20:00
9	ミッキーハウス ほいく園	花小金井 1-13-1	042(462) 8102	29 (A型)	35,000～ 46,500円	7:30～ 20:30

★ 令和5年7月末日時点の情報です。保育料等が変更になる場合がありますので、詳細については各施設へお問合せください。

★ 認証保育所では外部機関からの第三者評価を受審し、利用者へサービスの情報提供をしています。

保護者と施設との直接契約になります。保育内容・保育日・保育時間・延長保育・お子さんの状況などについて、十分に話し合ってください。

(7) 認定家庭福祉員【直接申込み】

- 特　徴** 家庭的な雰囲気の中で、子どもの発達や家庭の状況にあわせて、一人ひとりを大切に保育しています。一人の認定家庭福祉員が3人（補助者がいる場合は5人）まで保育します。
- 対　象** 市内在住の生後57日～2歳児
- 要　件** 保護者が、就労などの事由により保育を必要とする場合
- 保育時間** 平日 午前7時30分～午後6時 土曜日 午前7時30分～午後1時
基本保育時間は9時間です。延長保育は各施設へお問合せください。
- 保育料** 月額21,000円
★ほかに雑費月額2,000円、給食費1回250円（原則、弁当持参）、
おやつ1回200円（持参可）、時間外保育料1時間600円がかかります。
- 補助制度** 認定家庭福祉員の保育料には一定の条件を満たしている方に対して、市からの補助制度があります。詳細は45ページをご確認ください。
- 申込み** 各認定家庭福祉員への直接申込み

No.	氏名	住所	電話	資格	定員
1	吉浪 了子	小川西町1-19-14	042(348)0374	保育士	5
2	岩崎 美穂子	小川西町4-17-11	042(409)1015	保育士・教員	3
3	富永 浩子	上水本町5-3-5	042(328)1900	保育士・教員	3
4	中山 実和	回田町89-9	042(359)1652	保育士	3
5	岸野 美幸	花小金井南町2-16-15	042(461)2371	保育士	3

- ★保育内容、保育日、保育時間、延長保育、お子さんの状況などについて、十分に話し合ってください。
★子ども・子育て支援新制度の家庭的保育事業に移行した場合、保育内容・保育料等に変更が生じる場合があります。

(8) 企業主導型保育事業【直接申込み】

- 特　徴** 子ども・子育て拠出金を負担している企業が、国の助成を受けて設置する保育施設です。保育を必要とする地域の子どもも利用することができます。

No.	名称	所在地	電話番号	対象年齢
1	こだきしゅコスモ保育園	花小金井南町1-25-33 1F	042(466)8484	1～5歳

- ★利用にあたっては、利用者と保育施設との直接契約になりますので、定員、保育時間、保育料、申込方法などについては、直接施設にお問合せください。
★企業主導型保育施設は、認可保育園の保育料の水準を踏まえた料金設定となっておりますので、補助制度はありません。

第4章

施設等利用給付認定と各種補助金

- 1 子育てのための施設等利用給付認定について
- 2 東京都認証保育所等保育料の補助金
- 3 私立幼稚園の補助金

1 子育てのための施設等利用給付認定について

幼児教育・保育無償化制度により、下記（1）の対象となる子どもが、無償化対象施設（事業）を利用する場合は、施設（事業）の利用開始以前に「子育てのための施設等利用給付認定」を受けることで幼児教育・保育無償化の給付を受けられるようになりました。

詳細は、小平市ホームページ（ID：086025）等をご覧ください。

★各書類は、利用する施設より受け取ることができます。

以下の場合は、直接小平市までご相談ください。

①小平市民の利用実績がないなど、書類の配布が済んでいない施設を利用し、施設より書類の配布が受けられない場合

②施設に在籍しておらず、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業等を利用する場合

（1）対象者

子育てのための施設等利用給付認定	認定区分	対象となる子ども		利用施設（事業）
	1号認定	満3歳以上	教育のみを必要とする	・従来型幼稚園 (※2) 等
	2号認定	「クラス年齢(※1)」が3歳～5歳の子ども	保育を必要とする事由 (次ページ(2)参照) があり、預かり保育事業等を利用する	・従来型幼稚園 (※2) ・東京都認証保育所 ・認定家庭福祉員 ・認可外保育施設 ・認定こども園、新制度幼稚園 (教育・保育給付認定1号(17ページ参照)での施設利用に加え、預かり保育等を利用し、保育を必要とする事由がある方のみ)(※3)
	3号認定	「クラス年齢(※1)」が0歳～2歳の子ども ★市民税非課税世帯のみ対象		・一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業(保育部分)、病児保育事業 等

※1 「クラス年齢」とは、対象年度における4月1日時点での年齢を指します。

※2 従来型幼稚園を利用する方は、全員、施設等利用給付認定が必要になります。保育要件の有無により、1号認定または2・3号認定いずれかの認定となります。

市内にある従来型幼稚園一覧

- | | | | |
|----------|-----------|--------|----------|
| ・なおび幼稚園 | ・小平あおば幼稚園 | ・洗心幼稚園 | ・小平若竹幼稚園 |
| ・りんどう幼稚園 | ・弥生台幼稚園 | | |

※3 教育・保育給付認定1号と、施設等利用給付認定2・3号の両方を受けることになります。

(2) 保育を必要とする事由

子育てのための施設等利用給付認定の2・3号認定を受ける場合は、下記①～⑦のいずれかに該当することが要件となります。

①就労している

※1か月48時間以上の就労を常態としていることが必要

②出産予定である

※認定期間は出産（予定）月とその前後2か月ずつの計5か月間

③疾病等により入院または療養中である

④病気療養中や心身に障がいのある家族を日常的に看護または介護している

⑤求職中である

※認定後3か月以内に就労要件の条件を満たすことが必要（就労までの求職活動報告および就労要件への変更手続きが必要）

⑥震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたっている

⑦就学している

(3) 認定申請時と状況が変わった場合

認定申請後に、家族構成（結婚、離婚など）や住所の変更、保護者の就労先の変更や申請時に提出した証明書から状況が変わった場合などには、保育課まで届け出てください。

※手続きや手続きに必要な書類などの詳細については、小平市ホームページ（ID：086025）等をご覧いただとか、保育課までお問合せください。

(4) 市外転出をする場合

「施設等利用給付認定申請等取下書」を保育課に提出してください。

なお、市外転出後も引き続き認定を希望する場合や、転出先の幼稚園等を利用し、幼児教育・保育無償化の給付（補助）を希望する場合は、転出先の自治体で改めて認定の申請手続きを行う必要があります。

転出先の自治体での手続きに必要な書類等については、事前に転出先の自治体の保育担当部署に問合せてください。

◆2つの認定制度について

①子どものための教育・保育給付認定

新制度幼稚園、認定こども園、認可保育園、地域型保育事業等の対象施設（事業）を利用するするために必要な認定です。詳しくは17～18ページをご覧ください。

②子育てのための施設等利用給付認定（無償化に伴い創設）

施設利用に対する補助金等を受けるための認定です。

従来型幼稚園や無償化対象施設等を主に対象としています。

2 東京都認証保育所等保育料の補助金

(問合せ先：幼稚園・認可外保育施設担当 042-346-9645)

(1) 認証保育所に通う児童の保護者への補助について

【0～2歳児クラス在園児】

月の初日に東京都認証保育所のクラス年齢0～2歳に在籍している児童と同一世帯の保護者で、次の要件を満たしている方が対象になります。

【1】市町村民税非課税世帯

- ①対象となる月の初日に小平市内に住所を有していること
 - ②市町村民税非課税世帯であること
 - ③保育の必要性があり、小平市から施設等利用給付3号認定※を受けていること
- ※認定の手続きについては小平市ホームページ（ID：086025）等をご参照ください。
- ④保育料を滞納していないこと

補助金額

区分	補助上限（月額）
第1子	42,000円
第2子以降	67,000円

※納付した保育料が補助金額に満たない場合は、納付した保育料を限度として支給します。

【2】上記要件（市町村民税非課税世帯）に該当しない方

- ①対象となる月の初日において、小平市に住所を有していること。
- ②対象施設と週4日以上または月120時間以上、月ぎめ契約または年度契約をしていること。
- ③就労、介護、看護、就学、疾病などの理由で保育を必要としていると認められること。
- ④保育料を滞納していないこと。

補助金額：保護者（世帯）の市民税所得割額の合計額（4月～8月は前年度、9月～3月は当年度）により決定します。（住宅借入金等特別税額控除等の税額控除適用がある場合は、控除前の額を基準額とします。）

区分	補助上限（月額）	
	第1子	第2子以降
市民税所得割額（年額）		
所得割非課税世帯	33,000円	
77,100円以下の世帯	24,500円	
77,101円以上 119,000円未満の世帯	18,000円	
119,000円以上 163,000円未満の世帯	12,500円	
163,000円以上 215,000円未満の世帯	5,000円	
215,000円以上の世帯	1,000円	

※納付した保育料が補助金額に満たない場合は、納付した保育料額を限度として支給します。

【3～5歳児クラス在園児】

月の初日に認証保育所のクラス年齢 3～5 歳に在籍している児童と同一世帯の保護者で、次の要件を満たしている方が対象になります。

- ①対象となる月の初日に小平市内に住所を有していること
- ②保育の必要性があり施設等利用給付認定の2号認定※を受けていること
- ※認定の手続きについては小平市ホームページ（ID：086025）等をご参照ください。
- ③保育料を滞納していないこと

補助金額

区分	補助上限（月額）	
	第1子	第2子以降
市町村民税非課税世帯・生活保護世帯	40,000 円	57,000 円
上記を除く世帯	37,000 円	

※納付した保育料が補助金額に満たない場合は、納付した保育料を限度として支給します。

（2）認定家庭福祉員に通う児童の保護者への補助について

月の初日に認定家庭福祉員のクラス年齢 0～2 歳に在籍している児童と同一世帯の保護者で、次の要件を満たしている方が対象になります。

【1】市町村民税非課税世帯

- ①対象となる月の初日に小平市内に住所を有していること
- ②市町村民税非課税世帯であること
- ③保育の必要性があり、小平市から施設等利用給付3号認定※を受けていること
- ※認定の手続きについては小平市ホームページ（ID：086025）等をご参照ください。
- ④保育料を滞納していないこと

補助金額

区分	補助上限（月額）
第1子	42,000 円
第2子以降	67,000 円

※納付した保育料が補助金額に満たない場合は、納付した保育料を限度として支給します。

【2】上記要件（市町村民税非課税世帯）に該当しない方

預けている児童の兄や姉が同一世帯にあり、生計を一にしている方で、次の要件を満たしている方が対象になります。

- ①対象となる月の初日に小平市内に住所を有していること
- ②就労、介護、看護、就学、疾病などの理由で保育を必要としていると認められること。
- ③対象児童が世帯で第2子以降であること
- ④保育料を滞納していないこと

補助金額

区分	補助上限（月額）
第2子以降	67,000 円

※世帯で第1子となる児童の場合は、補助対象となりません。

※納付した保育料が補助金額に満たない場合は、納付した保育料額を限度として支給します。

(3) 定期利用保育事業実施施設に通う児童の保護者への補助について

月の初日に定期利用保育事業実施施設のクラス年齢0～2歳に在籍している児童と同一世帯の保護者で、次の要件を満たしている方が対象になります。

【1】市町村民税非課税世帯

- ①対象となる月の初日に小平市内に住所を有していること
- ②対象施設と1日4時間を超える時間の月ぎめ契約または年度契約をしていること。
- ③市町村民税非課税世帯であること
- ④保育料を滞納していないこと

補助金額

区分	補助上限(月額)
市町村民税非課税世帯	42,000円

※納付した保育料が補助金額に満たない場合は、納付した保育料を限度として支給します。

【2】上記要件（市町村民税非課税世帯）に該当しない方

- ①対象となる月の初日において、小平市に住所を有していること。
- ②対象施設と1日4時間を超える時間の月ぎめ契約または年度契約をしていること。
- ③就労、介護、看護、就学、疾病などの理由で保育を必要としていると認められること。
- ④保育料を滞納していないこと。

補助金額：保護者（世帯）の市民税所得割額の合計額（4月～8月は前年度、9月～3月は当年度）により決定します。（住宅借入金等特別税額控除等の税額控除適用がある場合は、控除前の額を基準額とします。）

区分	補助上限(月額)	
	第1子	第2子以降
所得割非課税世帯	33,000円	42,000円
77,100円以下の世帯	24,500円	
77,101円以上 119,000円未満の世帯	18,000円	
119,000円以上 163,000円未満の世帯	12,500円	
163,000円以上 215,000円未満の世帯	5,000円	
215,000円以上の世帯	1,000円	

※納付した保育料が補助金額に満たない場合は、納付した保育料額を限度として支給します。

(4) その他認可外保育施設に通う児童の保護者への補助金について

【0～2歳児クラス在園児】

以下の「市内無償化対象施設」に記載のある施設のクラス年齢0～2歳に在籍している児童と同一世帯の保護者で、次の要件を満たしている方が対象になります。

市内無償化対象施設

No.	施設（提供者）の名称	施設等の所在地
①	こむぎえん	花小金井南町 2-17-19-3 第2花丘荘 1階 101号室
②	ブリヂストン小平保育園	小川東町 3-1-1
③	ヤクルト花小金井保育園	花小金井南町 3-3-21 もか花南 1階
④	多摩済生病院 たまさいせい保育所	美園町 3-11-1
⑤	一橋病院 なかよし保育室	学園西町 1-18-10 セドナー橋 102
⑥	公立昭和病院 院内保育園あいびー	花小金井 5-1-4
⑦	津田塾大学 さくらんぼ保育所	津田町 2-1-1 津田塾大学内
⑧	ママズスマイル花小金井	花小金井南町 2-13-3 フラワーハイツ 1階
⑨	あおいキッズガーデン	小川町 1-1098-29
⑩	船切 裕希（ベビーシッター）	非公開

小平市が「確認」をした施設は上記のとおりです。小平市外の施設につきましては所在する市町村へお問合せください。

【1】市町村民税非課税世帯

- ①対象となる月の初日に小平市内に住所を有していること
 - ②市町村民税非課税世帯であること
 - ③保育の必要性があり、小平市から施設等利用給付3号認定※を受けていていること
- ※認定の手続きについては小平市ホームページ（ID：086025）等をご参照ください。
- ④保育料を滞納していないこと

補助金額

区分	補助上限（月額）
第1子	42,000円
第2子以降	67,000円

※納付した保育料が補助金額に満たない場合は、納付した保育料額を限度として支給します。

【2】上記要件（市町村民税非課税世帯）に該当しない方

- ①対象となる月の初日において、小平市に住所を有していること。
- ②就労、介護、看護、就学、疾病などの理由で保育を必要としていると認められること。
- ③対象児童が世帯で第2子以降であること。
- ④保育料を滞納していないこと。

補助金額

区分	補助上限（月額）
第2子以降	67,000円

※世帯で第1子となる児童の場合は、補助対象となりません。

※納付した保育料が補助金額に満たない場合は、納付した保育料額を限度として支給します。

【3～5歳児クラス在園児】

前ページの「市内無償化対象施設」に記載のある施設のクラス年齢3～5歳に在籍している児童と同一世帯の保護者で、次の要件を満たしている方が対象になります。

- ①対象となる月の初日に小平市内に住所を有していること
 - ②保育の必要性があり施設等利用給付認定の2号認定※を受けていること
- ※認定の手続きについては小平市ホームページ（ID：086025）等をご参照ください。
- ③保育料を滞納していないこと

補助金額

区分	補助上限（月額）
第1子	37,000円
第2子以降	57,000円

※納付した保育料が補助金額に満たない場合は、納付した保育料を限度として支給します。

（5）一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用した児童の保護者への補助金について

【1】施設等利用給付認定のある方の補助金

以下の「市内無償化対象事業」に記載のある施設を利用した児童と同一世帯の保護者で、次の要件を満たしている方が対象になります。

- ①対象となる日に小平市内に住所を有していること
 - ②保育の必要性があり、小平市から施設等利用給付2号又は3号認定※を受けていること
- ※認定の手続きについては小平市ホームページ（ID：086025）等をご参照ください。
- ③保育料を滞納していないこと

補助金額

区分	補助上限（月額）
クラス年齢が0～2歳児までの子ども(施設等利用給付3号認定)	42,000円
クラス年齢が3～5歳児までの子ども(施設等利用給付2号認定)	37,000円

※納付した保育料が補助金額に満たない場合は、納付した保育料を限度として支給します。

市内無償化対象事業

① 一時預かり事業

市内の認可保育園（10園）で実施しています。対象施設は54ページをご覧ください。

② 病児保育事業

市内の病児・病後児保育室（2園）で実施しています。対象は59ページをご覧ください。

③ ファミリー・サポート・センター事業

施設の名称：小平市ファミリー・サポート・センター

施設等の所在地：小川東町4-2-1 小平元気村小川東2F

※認可保育園、認定こども園等の無償化と併用はできませんのでご注意ください。

(6) 補助金の申請時期および交付時期

【認証保育所、認定家庭福祉員、定期利用保育施設】

- ①申請時期 入園後、7月頃に施設を通じての申請となります。
 - ②交付時期 前期…11月末まで／後期…5月末まで
- ※申請時期および交付時期は変更になることがあります。

【その他認可外保育施設、一時預かり事業等】

- ① 申請時期 前期（4～9月）分…8月予定／後期（10～3月）分…2月予定
 - ② 交付時期 前期…11月末まで／後期…5月末まで
- 補助を受けるためには、申請が必要となります。
申請時期になりましたら、市報・ホームページ等でお知らせします。

3 私立幼稚園の補助金

(問合せ先：幼稚園・認可外保育施設担当 042-346-9645)

私立幼稚園等に在籍する園児の保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図るため、世帯の所得に応じて補助金を交付します。通園する幼稚園、認定区分によって補助金種類、金額が異なります。

【1】従来型幼稚園に通園している場合

① 子育てのための施設等利用費（保育料）および保護者補助金

対象：従来型幼稚園に在園しており、施設等利用給付認定を受けている児童の保護者。

保護者補助金については保護者（世帯）の市民税所得割額の合計額（4月～8月は前年度、9月～3月は当年度）により決定します。

（住宅借入金等特別税額控除等の税額控除適用がある場合は、控除前の額を基準額とします。）

区 分		施設等利用費 (月額)	保護者補助金 (月額)
A	生活保護世帯	1人目	9,700
		2人目	9,700
		3人目以降	9,700
B	市民税非課税世帯 市民税所得割非課税世帯 () 内はひとり親世帯等	1人目	6,700
		2人目	(9,700)
		3人目以降	9,700
C	市民税所得割額が、 年額 77,100 円以下の世帯 () 内はひとり親世帯等	1人目	5,300
		2人目	(6,700)
		3人目以降	9,700
D	市民税所得割額が 年額 77,100 円を超える 211,200 円以下の世帯	1人目	5,300
		2人目	5,300
		3人目以降	9,100
E	市民税所得割額が 年額 211,200 円を超える 256,300 円以下の世帯	1人目	5,300
		2人目	5,300
		3人目以降	8,500
F	市民税所得割額が 年額 256,300 円を超える世 帯	1人目	5,300
		2人目	5,300
		3人目以降	5,300

※納付した保育料を限度として支給します。

※年齢にかかわらず、保護者と生計を一にする子の兄・姉を1人目とします。

※ひとり親世帯等とは保護者または保護者と同一世帯の方が以下に該当する世帯です。

- ・配偶者のいない者で現に児童を扶養している者
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者および特別児童扶養手当、国民年金の障害基礎年金の受給者（在宅の者に限る。）
- ・その他要保護世帯に準する程度に困窮していると認められる世帯

② 子育てのための施設等利用費（預かり保育）および保護者補助金（預かり保育）

対象：従来型幼稚園に在園しており、施設等利用給付認定の2号・3号認定を受けている、または

満3歳児クラスで保育の必要な要件があり預かり保育を利用している児童の保護者

金額：利用日数×450円（日額単価）＝支給額（支給限度額は月11,300円）

ただし、満3歳児クラスの児童は、月額上限が16,300円となります。

③ 副食材料費の実費徴収に係る補足給付事業

対象：従来型幼稚園に在園しており、市民税所得割額が年額77,100円以下の世帯の児童および第3子以降の児童がいる保護者

金額：各園で給食費として実費徴収している費用のうち「副食材料費相当分」を補助します（支給限度額は月額4,700円）。

第3子以降の算定基準（多子算定）は、小学校第3学年終了前までの子が対象となります。

【2】新制度幼稚園、認定こども園に通園している（教育・保育給付認定の1号認定の子どものみ対象）場合

① 保護者補助金

対象：新制度幼稚園および認定こども園に通う児童（教育・保育給付認定の1号認定を受けている児童）がいる保護者

保護者（世帯）の市民税所得割額の合計額（4月～8月分は前年度、9月～3月分は当年度）により決定します。

（住宅借入金等特別税額控除等の税額控除適用がある場合は、控除前の額を基準額とします。）

区分		補助金月額
A	生活保護世帯	1人目 9,700
		2人目 9,700
		3人目以降 9,700
B	市民税非課税世帯 市民税所得割非課税世帯 ()内はひとり親世帯等	1人目 6,700(9,700)
		2人目 9,700
		3人目以降 9,700
C	市民税所得割額が年額77,100円以下の世帯 ()内はひとり親世帯等	1人目 5,300(6,700)
		2人目 5,300(9,700)
		3人目以降 9,700
D	市民税所得割額が年額77,100円を超え211,200円以下の世帯	1人目 5,300
		2人目 5,300
		3人目以降 9,100
E	市民税所得割額が年額211,200円を超え256,300円以下の世帯	1人目 5,300
		2人目 5,300
		3人目以降 8,500
F	市民税所得割額が年額256,300円を超える世帯	1人目 5,300
		2人目 5,300
		3人目以降 5,300

※納付した特定負担額のうち、教育充実費を限度として支給します。

※年齢にかかわらず、保護者と生計を一にする子の兄・姉を1人目とします。

※ひとり親世帯等とは保護者または保護者と同一世帯の方が以下に該当する世帯です。

- ・配偶者のいない者で現に児童を扶養している者
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者および特別児童扶養手当、国民年金の障害基礎年金の受給者（在宅の者に限る）
- ・その他要保護世帯に準する程度に困窮していると認められる世帯

②子育てのための施設等利用費（預かり保育）および保護者補助金（預かり保育）

対象：新制度幼稚園および認定こども園に在園し、教育・保育給付認定の1号認定を受け、かつ施設等利用給付認定の2号・3号認定を受けている、または満3歳児クラスで保育の必要な要件があり預かり保育を利用している児童の保護者

金額：利用日数×450円（日額単価）＝支給額（支給限度額は月11,300円）

ただし、満3歳児クラスの児童は、月額上限が16,300円となります。

【3】小平市内の幼稚園の場合の申請時期および交付時期

① 申請時期

入園後、4月頃に幼稚園を通じての申請となります。

② 交付時期

子育てのための施設等利用費（保育料）および保護者補助金（月額5,300円）については、市役所から幼稚園へ直接支給し、その分を差し引いた保育料等を保護者が幼稚園へ納付することになります。そのため、保護者補助金の月額が5,300円の場合（50～51ページを参照）は、市役所から保護者への交付はありません。

なお、保護者補助金（月額5,300円を超える場合）、副食材料費の実費徴収に係る補足給付事業、子育てのための施設等利用費（預かり保育）については、次のとおりとなります。

上半期分（4月～8月分）…11月末まで

下半期分（9月～3月分）…5月末まで

※申請時期および交付時期は変更となることがあります。

【4】その他

幼稚園類似の幼児施設や国立大学附属の幼稚園に通う児童がいる保護者や生活保護等を受給している保護者はお問合せください。

第5章

その他の保育サービス

- 1 一時預かり事業
- 2 緊急一時保育
- 3 定期利用保育事業
- 4 病児・病後児保育

1 一時預かり事業（問合せ先：庶務担当 042-346-9594）

保護者の育児疲れの解消、急病、入院、勤務形態などの様々な事情により、一時的にお子さんを認可保育園でお預かりします。

①対象

市内にお住まいで、一時的な保育を必要とする、生後5ヶ月から小学校就学前までの健康なお子さん
※小平一橋学園雲母保育園、小平花小金井雲母保育園、花小金井保育園は満1歳からの利用となります。

②実施園 認可保育園10園

保育園名	住所	電話番号
(私立) れんげ萩山保育園分園	小川東町4-3-1	042(344)1484
(私立) こぶし保育園	鈴木町1-148	042(344)1717
(私立) 小平にこにこ保育園	小川東町1-38-18	042(344)8180
(私立) にじいろ保育園上水本町	上水本町4-11-9	042(359)4815
(私立) コピープリスクールこだいら	大沼町1-3-8	042(312)3801
(私立) うめのき保育園	鈴木町2-186-4	042(497)6152
(私立) 小平一橋学園雲母保育園	喜平町1-1-2	042(300)4111
(私立) まなびの森保育園新小平	小川町2-1316-1	042(347)3231
(私立) 小平花小金井雲母保育園	花小金井南町2-10-40	042(452)2520
(公立) 花小金井保育園	花小金井5-41-3	042(462)5781

③保育時間、利用日数

午前8時30分～午後5時（保育園休園日および土曜日を除く）

1か月につき14日以内 ※日数は市内一時預かり施設での利用を合算

④定員

花小金井保育園 1日あたり 7人

小平花小金井雲母保育園 1日あたり 2人

上記以外の園 1日あたり 5人

※受入状況によっては、定員未満のお預かりとなる場合があります。

⑤利用料金（給食費含む）

年齢	利用時間（4時間未満）	利用時間（4時間以上）
0歳児	2,000円	4,000円
1・2歳児	1,500円	3,000円
3歳児以上	1,000円	2,000円

※私立保育園では利用日時点の年齢、公立保育園では利用月の1日時点の年齢となります。

⑥申込み

事前に保育園で面接などを行ったうえで、利用する月の前月の15日から、直接各保育園へお申込みください（15日が土曜日または休園日の場合は、翌平日が予約開始日です）。

受付時間：午前10時～午後3時（月曜～金曜日）

受付初日の予約可能日数は5日です（6日以上の利用を希望される場合は、2日目以降にご予約ください）。

2 緊急一時保育（問合せ先：入園・認定担当 042-346-9601）

①対象・利用要件

市内にお住まいで、次のいずれかの保育ができなくなる事由に該当する、満1歳から就学前までの健康なお子さんを、緊急かつ一時的に公立保育園で保育します。

★認可保育園と同様に、保育の要件が必要です。

- ア 保護者が死亡・行方不明などで不在のとき
- イ 保護者が傷病または出産で入院、もしくは療養の必要があるとき
- ウ 保護者が親族などの看護にあたる必要のあるとき（重度かつ緊迫した状況の場合）
- エ 保護者が災害・事故などにより保育ができないとき

②実施園

公立保育園全園

③保育内容

通常の保育内容と同様の保育を行います。

④保育期間

原則、同一の事由につき、連続して14日以内です。

ただし、事由により延長が可能です（保育期間は最長で30日間）。

⑤保育日・保育時間

保育園の保育日（日曜日、祝日、12月29日～1月3日は休日）

午前8時30分～午後5時（事由により午前7時15分から午後6時15分まで保育可能）

⑥利用料金

1日につき 満3歳未満児	1,700円（給食費を含む）
満3歳以上児	800円（〃）

いずれも保育期間の初日に
おける児童の満年齢です。

※利用料金は、保育期間の初日の前日までに納入していただきます。

※保育期間の短縮や欠席した場合は、その日数分の利用料金を保育期間終了後お返しします。

※生活保護を受けている、あるいは市民税が非課税世帯には保育料の免除制度があります。

⑦申込み

緊急の必要がある方のための事業のため、利用予定日の2週間前から2日前（土曜・日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く）までに、事由を証する書類（例：母子手帳、医師の診断書・所見書（※）など状況により異なります）、預ける児童の保険証・医療証、母子手帳をご用意いただき、事前にご連絡のうえ、市役所保育課（2階）へお越しください。

保育園で面接をした後、保育園指定の医師による健康診断を受けていただきます。なお、アレルギー対応を希望する場合は、事前にご相談ください。

常態的に保育を必要とする事由（17ページ参照）がある場合は、保育園等の入園申込みもご検討ください。

（※）医師からの診断書・所見書を提出される場合、認可保育園と同様に保育要件を確認する必要があるため、以下の記載が必要です。

- ・保育ができない旨
- ・入院または療養に要する期間

3 定期利用保育事業（問合せ先：保育政策担当 042-346-9848）

市内認可保育園内の保育室の使い方を工夫し、パートタイム等の就労により、日中保育ができない保護者に代わり、一定期間お子さんをお預かりします。

①対象・利用要件

次のア～オの要件をすべて満たすお子さんが対象です。

ア 1、2歳児クラス（令和3年4月2日～令和5年4月1日生まれ）

イ 市内在住で集団保育が可能である

ウ 保護者が就労しており、継続して保育ができない（1か月48時間以上）

エ 認可保育園（小規模保育事業及び家庭的保育事業含む）の申込みをし、入園待機となっている

オ 日中保育ができる同居親族等がない

※東京都認証保育所、認定家庭福祉員、認定こども園、事業所内保育所等の他の施設との併用はできません。

※2歳児クラスで定期利用保育事業を利用している場合、翌年度の3歳児クラスへの認可保育園等のお申込みにおいて、入園選考等基準の調整指数が適用される場合があります。

②実施園（保育時間・定員）

保育園名	住所	電話番号	保育時間・定員
やさしい森保育園	鈴木町 1-463-1	042(312)0894	7時00分～18時00分 6人(1歳:3人、2歳:3人)
小平花小金井雲母 (きらら)保育園	花小金井南町 2-10-40	042(452)2520	8時30分～16時30分 3人(1歳:2人、2歳:1人)
うれしい森保育園	鈴木町 2-147-10	042(439)5509	7時00分～18時00分 6人(1歳:3人、2歳:3人)
すずのき台保育園	鈴木町 1-166-1	042(313)6355	8時30分～17時00分 5人(1歳:3人、2歳:2人)
しあわせの森保育園	花小金井南町 1-6-20	042(497)5678	7時00分～18時00分 6人(1歳:4人、2歳:2人)
すこやかな森保育園	鈴木町 2-865-8	042(316)1310	7時00分～18時00分 6人(1歳:6人)
ゆたか保育園	学園東町 575-35	042(341)2832	8時00分～17時30分 5人

※保育園休園日は利用できません。

※小平花小金井雲母保育園、すずのき台保育園、ゆたか保育園については、月曜日から金曜日までの利用となります。

※保育時間内での利用となります。保育時間を超える利用の詳細は各園へお問合せください。

③実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

（令和7年度は新たにお申込みが必要となります。）

④申込方法・申込期間

お申込みができるのはお子さん1人につき1園のみとなります。

※2園以上申込みされるとすべての申込みが無効となる場合があります。

＜令和6年4月利用開始分＞

認可保育園（小規模保育事業及び家庭的保育事業含む）の4月入園申込み（第1次受付まで）をし、利用要件に該当する方のうち、対象となる方については申込書等を送付します。

○申込期間：令和6年2月8日（木）から令和6年2月19日（月）まで（土曜、日曜、祝日を除く）

○申込場所：利用を希望する保育園（事前に電話で持参日時をお伝えください。）

○受付時間：10時30分～16時30分

＜令和6年5月以降利用開始分＞

利用要件に該当する方で、利用を希望する場合は各園に直接お申込みください。

なお、お申込みは認可保育園等の入園申込みを行う月からできます。

○申込期間

利用を希望する月	申込期間（土曜、日曜、祝日を除く）
5月	令和6年4月11日（木）まで
6月	令和6年5月10日（金）まで
7月	令和6年6月11日（火）まで
8月	令和6年7月11日（木）まで
9月	令和6年8月13日（火）まで
10月	令和6年9月11日（水）まで
11月	令和6年10月11日（金）まで
12月	令和6年11月11日（月）まで
1月	令和6年12月11日（水）まで
2月	令和7年1月10日（金）まで
3月	令和7年2月12日（水）まで

※申込場所および受付時間については令和6年4月利用開始分と同じです。

⑤申込書類

お申込みの際に、次のア～オの書類をご持参、ご提出ください。

ア 定期利用保育事業申込書

（各園で配布の他、保育課窓口、市のホームページからもダウンロードできます。）

イ 就労証明書

※認可保育園の申込み時に提出済みの場合は不要ですが、就労先、時間等の変更がある場合は再度、市役所保育課へ提出が必要です。

※認可保育園の申込み時に育児休業中の方は復職証明書、採用予定の方は採用後の就労証明書を利用開始後1か月以内に市役所保育課へ提出が必要です。

ウ 印鑑

エ お子さんの保険証、乳児医療証

オ 母子手帳

⑥利用者の決定

お申込みのあった方の中から、実施施設において定員の範囲内で利用者を決定します。なお、応募多数により補欠となった場合は、欠員が生じた際に繰り上げて決定します。

※面接、健康診断を行い、保育園との利用契約を結び利用開始となります。

※定員の空き状況については市のホームページでも確認できます。

※認可保育園（小規模保育事業及び家庭的保育事業含む）に入園内定した場合、内定を辞退して定期利用保育を利用することはできません。

※契約後、保護者が就労先を退職することや育児休業等の取得により、その後1か月以上就労しない場合には契約は解除となります。

⑦利用料金（給食費含む）

利用時間 (4 時間以内)	利用時間 (4 時間を超える 8 時間以内)	8 時間を超える場合
22,000 円／月	44,000 円／月	275 円／時間

※月単位（複数月）での契約となります。

※すずのき台保育園を除き、そのほかの6園は4時間を超える契約のみとなります。

※利用料金は、保育園へ直接お支払いください。なお、一定の条件を満たしている方に対して、利用料金の負担を軽減するため、市からの補助制度があります。詳細は46ページをご確認ください。

4 病児・病後児保育（問合せ先：保育政策担当 042-346-9848）

① 対象・利用要件

生後6か月から就学前までの、病気やけが、またはその回復期にあるお子さんを、一時的にお預かりして保育を行います。

② 実施施設・保育定員・保育時間

施設名	病児・病後児保育室あいびー	たんぽぽ病児保育室（病児・病後児保育を実施）
住 所	小平市花小金井5-1-4 (公立昭和病院の職員用保育園に併設)	小平市栄町2-10-6 (ちあきこどもクリニック併設)
電 話	042(463)5303	042(312)3326
保育定員	4人	6人
保育時間	午前8時～午後6時 ※土曜・日曜日、祝日、12月29日～ 1月3日は休日	午前8時30分～午後6時30分 ※木曜・日曜日、祝日、12月29日～ 1月3日は休日（クリニックの休診日に合わせた臨時休業あり）

③ 利用料金

利用料	1日：3,000円・半日：1,500円 ※市内在住の生活保護受給世帯・住民税非課税世帯には減免制度があります。
-----	--

※病児・病後児保育室あいびーでは、ご利用に応じ、昼食1食300円・おやつ代1回50円（1日2回100円）が必要です。

※たんぽぽ病児保育室では、ご利用に応じ、おむつ・昼食などの実費負担が必要です。

④ 事前登録

病児・病後児保育室あいびー	たんぽぽ病児保育室
病児・病後児保育室あいびーに電話で面接時間を予約し、事前登録をしてください。 予約時間：平日午前8時～午後6時 面接時間：平日午前9時～午後5時 <必要書類> <ul style="list-style-type: none">・小平市病児・病後児保育事業利用登録申請書・同意書・印鑑・母子手帳・病児・病後児保育室あいびー登録申込書・診察券（お子さんが過去に公立昭和病院の受診歴がある場合）	たんぽぽ病児保育室に電話で面接時間を予約し、事前登録をしてください。 予約時間・面接時間：月曜～土曜日（木曜休） 午前10時～午後6時 <必要書類> <ul style="list-style-type: none">・小平市病児・病後児保育事業利用登録申請書・同意書・印鑑・母子手帳・たんぽぽ病児保育室登録申込書・診察券（お子さんが過去にちあきこどもクリニックの受診歴がある場合）

⑤ 申込み

病児・病後児保育室あいびー	たんぽぽ病児保育室
原則前日受付。病児・病後児保育室あいびーへ電話で申込みをしてください（電話受付のみ）。 <u>※ご利用の当日、かかりつけ医のかわりに公立昭和病院小児科の受診を希望する方は、この時点でお申し出ください。紹介料なしで受診ができます。</u> 受付時間：月曜～金曜日 利用前日の午前8時～午後6時 ※利用当日または前日（病児保育をご利用の場合は、利用当日のみ）にかかりつけ医（または公立昭和病院）に記載してもらった小平市病児・病後児保育室診療情報提供書を、利用当日持参してください。	原則前日受付。 電話で申込み：午前10時～午後6時 WEBで申込み：午前9時～午後9時または利用希望日前日に保育室がお休みのとき (WEB： http://www.chiaki-kids.com/byouji/) 利用前日の午後9時以降に、たんぽぽ病児保育室から、「予約確定」または「不可」についてメールまたは電話にてご回答します（午後9時までにご回答する場合もあります。午後9時以降のWEB申込みについては翌朝のご回答となります）。

※いずれの施設も、空きがある場合は当日受付も可能です。また、原則として申込み後のキャンセルはできません。



★小平市ホームページの案内

【小平市ホームページアドレス：<https://www.city.kodaira.tokyo.jp>】

小平市ホームページにて、保育園に関する情報をお知らせしています。

また、入園申込みや入園後の各種手続きに必要な様式も掲載していますので、ダウンロードいただき、ご利用ください。

【方法①】コンテンツ ID からの検索（おすすめ）

検索エンジンにて「小平市 コンテンツ ID」で検索する、又は小平市ホームページの検索窓でコンテンツ ID を検索すると、該当ページをピンポイントで検索結果に表示させることができますので、ぜひご活用ください。

（例）「令和6年度 保育園等の入園・転園申込み」を見たい場合は、検索エンジンで「小平市 107617」と検索してください。

保育園等の入園・転園手続き等	コンテンツ ID
令和6年度 保育園等の入園・転園申込み	107617
令和5年度 保育園等の入園・転園申込み	099132
保育園入園・転園申込関係様式（入園・転園申込書や就労証明書等）	057661
小平市内の認定こども園（2号認定）への4月入園申込み方法	072044
令和6年度 医療的ケアを必要とする児童の受入れについて	106630

入所可能人数（施設の空き人数）	コンテンツ ID
市内保育施設入所可能人数	032381
認定こども園入所可能人数	013353
認証保育所、認定家庭福祉員、企業主導型保育施設入所可能人数	003619

※4月の認可保育園等の募集予定人数は、第1次受付は11月上旬に、第2次受付は2月上旬に市のホームページ「令和6年度 保育園等の入園・転園申込み」(ID: 107617)に掲載いたします。

入園後の手続き等	コンテンツ ID
保育園入園後の各種変更手続きについて	089685
保育園在園関係様式（家庭状況変更届や認定変更申請書等）	057662
電子申請が可能な手続きについて	083847

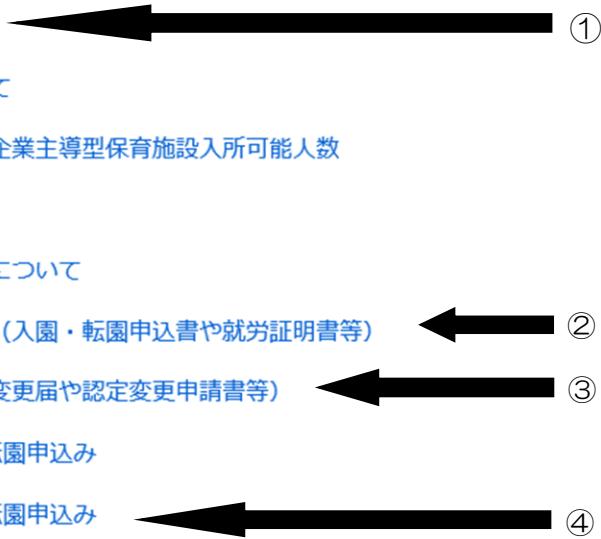
施設等利用給付認定の手続き等	コンテンツ ID
令和5年度 施設等利用給付認定の申請について	102849
施設等利用給付認定申請関係様式集	086002
施設等利用給付の申請について（リンク）	086025

※「令和6年度 施設等利用給付認定の申請について」は、10月中旬に施設等利用給付の申請について（リンク）(ID: 086025)に掲載する予定です。

【方法②】従前のアクセス方法

小平市ホームページのホーム画面から、「子ども・教育」、「認定こども園・幼稚園・保育園」、「保育所等の申込みについて（入所可能人数を含む）」を選びます。

- ▶ 令和6年度 医療的ケアを必要とする児童の受入れについて
- ▶ 小平市内の認定こども園（2号認定）への4月入園申込み方法について
- ▶ 市内保育施設入所可能人数
- ▶ 電子申請が可能な手続きについて
- ▶ 認証保育所、認定家庭福祉員、企業主導型保育施設入所可能人数
- ▶ 認定こども園入所可能人数
- ▶ 保育園入園後の各種変更手続きについて
- ▶ 保育園入園・転園申込関係様式（入園・転園申込書や就労証明書等）
- ▶ 保育園在園関係様式（家庭状況変更届や認定変更申請書等）
- ▶ 令和5年度 保育園等の入園・転園申込み
- ▶ 令和6年度 保育園等の入園・転園申込み



① 「市内保育施設入所可能人数」 ⇒ 各月1日時点の保育園空き情報が掲載されています。

② 「保育園入園・転園申込関係様式（入園・転園申込書や就労証明書等）」
⇒ 以下の、入園・転園申込みにおいて使用する様式が掲載されています。

- | | |
|------------------|------------------------|
| ◆保育園入園・転園申込書 | ◆入園・転園申込みにかかる確認票 |
| ◆就労証明書・記載要領 | ◆就労要件での申込みにかかる確認票 |
| ◆タイムスケジュール表 | ◆介護（看護）状況申告書 |
| ◆ひとり親であることの申立書 | ◆保育士等就労に関する誓約書 |
| ◆年間収入申告書 | ◆転入誓約書 |
| ◆希望園変更届 | ◆入園申込取下書 |
| ◆保育園入園内定辞退届 | ◆保育園等入所・転所保留通知書（再）発行依頼 |
| ◆個人番号（マイナンバー）提供書 | |

③ 「保育園在園関係様式（家庭状況変更届や認定変更申請書等）」
⇒ 以下の、在園中の各種変更や申請において使用する様式が掲載されています。

- | | |
|----------|---------------------|
| ◆家庭状況変更届 | ◆教育・保育給付認定変更申請書 |
| ◆復職証明書 | ◆教育・保育給付認定証再交付申請書 |
| ◆求職活動報告書 | ◆保育料口座振替済のお知らせ交付申請書 |
| ◆保育園退園届 | |

④ 「令和6年度 保育園等の入園・転園申込み」
⇒ 令和6年度保育園等入園のしおりを掲載しています。また、11月上旬に4月期第1次受付の募集予定人数を、2月上旬に4月期第2次受付の募集予定人数を、4月末頃に4月期の選考結果に関する資料（待機最高指數等）を掲載予定です。

★電子申請が可能な手続きについて

都および都内市区町村が共同で運営する「東京共同電子申請・届出サービス」及び国が運営する「ぴったりサービス」により、保育園等に関する一部の手続きが電子申請可能となりました。

なお、「ぴったりサービス」での申請にはマイナンバーカード等が必要になり、
注意事項が多くありますので、詳しくはホームページ「電子申請が可能な手続きについて」(二次元バーコード) (ID : 083847) を参照ください。



令和5年7月末現在、電子申請可能な手続きは以下のとおりです。

※各種リンク先は、二次元バーコードを参照ください。

① 教育・保育給付認定変更申請【復職に伴う変更（短時間から標準時間へ）】

⇒現在、育児休業取得中のため、保育短時間（8時間）認定だった在園児が、保護者の復職に伴い、標準時間（11時間）認定へ変更する手続きです。最短でも申請の翌月からの認定変更となりますのでご注意ください。

② 教育・保育給付認定変更申請【育休取得に伴う変更（標準から短時間へ）】

⇒在園児の弟・妹の出生に伴い、育児休業を取得することにより、保育必要量（預ける時間）を標準時間（11時間）認定から短時間（8時間）認定に変更する手続きです。最短でも申請の翌月からの認定変更となりますのでご注意ください。

③ 「保育園等入所・転所保留通知書」再発行の手続き

⇒「保育園等入所・転所保留通知書」の再発行を希望する場合に申請してください。なお、対象は既に当年度の入園・転園申込みをしており、待機中であることが条件となります。申込みをしていない児童については、新規入園申込みが必要となります。

④ 口座振替済のお知らせ交付申請の手続き

⇒保育料口座振替済のお知らせの発行を希望する際に申請してください。申請後1週間を目安に住民票の住所に郵送します。

⑤ 教育・保育給付認定兼保育施設等の利用申込（入園・転園申込み）※ぴったりサービス

⇒保育の必要性（就労等）の認定（支給認定）を受け、かつ、保育園（認可保育所）などの保育施設・保育サービスを利用するための手続きです。

小平市に転入予定の申込みや小平市外の保育施設等の申込みを希望される方は、電子申請できません。

⑥ 支給認定の申請（子どものための教育・保育給付認定の申請）※ぴったりサービス

⇒保育の必要性（就労等）の認定（支給認定）を受けるための手続きです。

企業主導型保育施設等の利用にあたり、認定証を保育施設から求められることがあります。

小平市に住民票がない方は申請できません。

⑦ 保育施設等の現況届 ※ぴったりサービス

⇒教育・保育給付認定を受けている保護者は、毎年、保育の必要性（就労等）の確認をするため届出が必要です。

★Q&A 集

【入園・転園申込みの手続きについて】

Q1	申込みはいつまでにすればいいですか
A1	3~6ページを参照し、各入園希望月の申込受付期限をご確認ください。 <u>※期限を1日でも過ぎた場合は、いかなる理由があろうと次の月から選考対象となりますので、ご注意ください。</u>

Q2	郵送でも申込みは可能ですか
A2	原則、 <u>郵送による申込みとなります。</u> なお、書類の到着確認はお答えしておりません。到着確認が必要な場合は、レターパックや書留等の追跡サービスがある送付方法でご提出ください。

Q3	提出書類に不備がないか不安なので、窓口で書類を点検・内容確認してもらったうえで提出することは可能ですか
A3	提出は、原則郵送となりますので、保育課に設置している提出ポストへ提出するにあたって、窓口で書類の点検・内容確認はしておりません。あらかじめ、本書や確認票を確認いただき、不備・不足がないよう書類の提出をお願いします。ご不明な点がございましたら、お電話にてお問合せください。 なお、申込み手続きに関する一般的なご相談は窓口で受付しています。

Q4	追加書類や希望園の変更の締め切りはいつになりますか
A4	追加書類や希望園変更届等の提出期限も、各入園希望月の申込受付期限と同様になります。期限を過ぎて提出された書類は、次の月から選考対象として取り扱います。

Q5	今は仕事をしていないのですが、入園の申込みはできますか
A5	求職活動をするのであれば申込みができます。ただし、入園後3か月以内に月48時間以上の就労を開始し、就労証明書を提出する必要があります。就労を開始できない場合は3か月で退園となります。 また、兄弟姉妹2人以上で申し込み、入園できないお子さんがいる場合でも、就労は必要です。

Q6	育児休業取得中ですが、入園の申込みはできますか
A6	申込みはできます。ただし、 <u>子どもが入園した月の翌月1日までに、休業前の就労契約内容のとおりに復職することが条件となります。</u> 保育園入園・転園申込書の家庭状況届1の同意部分に署名をしてください(兄弟姉妹2人以上で申し込み、入園できないお子さんがいる場合でも、復職は必要です)。

Q7	4月の保育園の募集予定人数を教えてください
A7	4月の認可保育園等の募集予定人数は、第1次受付は11月上旬に、第2次受付は2月上旬に市のホームページ「令和6年度 保育園等の入園・転園申込み」(ID: 107617) に掲載いたします。(60~61ページを参照)

Q8	5月以降は、どこの保育園に空きがあるか教えてください
A8	毎月1日時点での保育園の空き状況は、該当月の上旬に、市のホームページ「(認可保育園・小規模保育事業・家庭的保育事業) ID : 032381 (認定こども園) ID : 013353 (認証保育所・認定家庭福祉員・企業主導型保育施設) ID : 003619」に掲載しております。(60~61ページを参照)

Q9	小平市に転入予定はないですが、入園申込みはできますか
A9	【0~2歳児クラス】 転入予定がない場合は申し込むことはできません。 【3~5歳児クラス】 申込みは可能です(4月入園の場合は2次受付から申込み可能となります)。市民や転入予定の方を選考した後、希望する園に多数の空きがあった場合、選考の対象とするかを決定します。

Q10	他市の保育園を申し込むことはできますか
A10	自治体によって異なります。申込みの可否、申込みの締切日、必要書類等につきましては、保育園がある自治体に確認してください。 なお、他市の東京都認証保育所(直接申込み)は申込み可能です。

Q11	入園前に小平市を転出しました。小平市の園に市外から通うことはできますか
A11	できません。入園内定がでたとしても入園前(入園月の1日より前)に小平市を転出した場合、申込みは無効となり、内定も取り消しとなります。

Q12	小平市から転出後も引き続き通園することはできますか
A12	可能です。小平市民としては退園となりますので、「退園届」の提出が必要です。また、転出先の自治体で所定の手続きが必要になります。手続きが遅れた場合、継続して通園できないこともありますのでご注意ください。 ただし、入園前から転出を予定している場合については、継続しての通園は認められません。

Q13	卒後の連携先がある施設の2歳児は、連携先を確保したまま入園・転園申込みができますか
A13	連携先を確保した状態で申込みをすることはできません。連携先を確保していることが判明した場合は、次年度の申込みは自動的に取下げとなります。

Q14	育児休業の延長のため、保留通知が必要と職場から言われていますが、今回は入園を希望していません。手続きはどのようにすればよろしいですか。
A14	「入園・転園申込みにかかる確認票」の最下部に育児休業の延長を目的としている方の署名欄を設けていますので、その欄に所定の文言の記入と署名をし、「入園・転園申込書」にて希望する園名を1つ以上記入したうえでご提出ください。

Q15	育児休業延長の目的で申し込んでいましたが、年度途中から入園希望に変更したい場合の手続きを教えてください。
A15	育児休業延長の目的から入園希望に変更する場合は、入園希望月の期限までに以下の書類の提出が必要となります。 ①希望園変更届（備考欄に「〇月から入園希望に変更します」と記入してください。） ②父および母の最新の要件書類（就労証明書等） ③就労要件の場合は、就労要件での申込みにかかる確認票

Q16	下の子の育休を取り続けた状態で、上の子の転園申込みをすることは可能ですか
A16	可能です。ただし、育児休業を取得している保護者の指数は、就労の点数と出産の点数の低い方を適用します。なお、この場合の転園とは、申込受付期日の属する月の1日以前から小平市民として認可保育園等に通園している場合（小平市の実施児童）のみとなり、他市の実施児童は対象とはなりません。 (例) 令和6年4月第1次受付で転園申込みを希望する場合、令和5年11月1日以前から小平市の実施児童である必要があります。

【申込書類について】

Q17	希望できる保育園は何園までですか
A17	通える範囲内であれば、いくつでも希望できます（希望園の数は、選考に影響しません）。ただし、 <u>入園内定の辞退者は、当該児童の当年度中の入園・転園選考の際に減点（-20点）となりますのでご注意ください。</u>

Q18	希望する保育園の順番は選考に影響しますか
A18	希望順位は選考に影響しません。保育の必要性の高い方から内定しますので、募集人数などに関係なく、 <u>通いたい順番で希望園を記入してください。</u>

Q19	空きがない保育園を申し込むことができますか
A19	申込み時に空きがなくても、その後に転園や退園により空きが生じる場合があります。 <u>空きの有無にかかわらず、希望する保育園をすべて記入してください。</u>

Q20	見学していない園を申し込むことはできますか
A20	可能です。見学をしていない園も希望することはできますが、希望される保育施設は見学もしくは電話にて事前に問合せをすることをお勧めしています。

Q21	兄弟姉妹で申し込むのですが、同じ園に入園できますか
A21	選考によるものですので、必ずしも同じ園に入園できるとは限りません。兄弟姉妹で申し込む場合には、「入園・転園申込書」右下の兄弟姉妹条件の欄の中から、ご希望の条件を選択のうえお申込みください。 兄弟姉妹条件は、次の中から選択してください（選択肢以外の別紙等での指定はできません）。 A・・・同時に同園のみ入園を希望する B・・・同時に入園であれば、別々の園となっても入園する C・・・一人だけでも入園する ※就労の要件でお申込みいただいた場合、入園できないお子さんがいる場合でも、就労証明書の内容を満たす就労が必要となりますのでご注意ください。

Q22	転職をしたので、就労実績が3か月に満たないのですが、減点になりますか
A22	就労実績が3か月に満たない場合、原則として減点となります。前職分の就労証明書をあわせて提出することで、考慮できる場合があります。 なお、前職の退職日と転職先の就職日が3か月以上離れている場合は考慮できません。

Q23	現在はフルタイム勤務ですが、入園後は契約が変更となり、就労時間が減る予定です。どういたらいいですか
A23	入園選考は期日までに提出された書類で実施します。あらかじめ就労時間が減る可能性があるのであれば、就労証明書の項目17や就労要件での申込みにかかる確認票等に、契約変更後の就労時間等を記載のうえ、お申込みください。 ※申込み時に提出した書類の内容と入園後の状況が変わっている場合（就労時間が減っている場合等）、入園内定取消や退園となることがあります。

Q24	就労証明書は母の分のみ（または父の分のみ）でいいですか
A24	保護者それぞれの保育にあたれない事由が必要となるため、就労の要件で申し込む場合は、保護者それぞれの就労証明書が必要になります。 また、世帯内に65歳未満の同居親族がいる場合については、同居親族の保育要件書類の提出も必要になります。

Q25	申込み時に、必要な書類がすべて揃わないと申し込みませんか
A25	必要書類がすべて揃っていない状態でも申込み自体は可能です。ただし、必要書類が欠けた状態での選考となり、不利となる可能性があります。 不足書類は、翌月以降の締切日までにご提出いただくことで、該当月の選考から反映することはできます。

Q26	就労証明書は発行してから、何か月以内の申込みなら有効ですか
A26	4月入園申込みについては、証明日が10月以降の証明が有効となります。 5月入園申込み以降の入園申込みについては、申込受付期間の初日より過去2か月以内の証明日が有効となります。 証明日が上記より古い場合は、選考で減点となります。

Q27	直近で他の申請で提出した就労証明書等を選考書類として使用してもらうことはできますか
A27	他の申請等で提出した書類は入園選考では反映することはできません。 入園（転園）申込みの際は、就労証明書をはじめ、書類につきましては、一式揃えていただかなければなりません。 ただし、課税（非課税）証明書については、保育課に既に提出済みの場合は、その旨が分かるように、入園・転園申込みにかかる確認票裏面の提出書類チェックシートに記入していただければ、改めての提出は不要です。

Q28	入園申込みに際して、間違いややすい点を教えてください
A28	<p>①入園・転園申込書</p> <ul style="list-style-type: none"> 「希望する園名」に、希望する年齢のクラス設定がない保育園や認証保育所を記入している。 兄弟姉妹での申込みだが、「兄弟姉妹2人以上申込みの場合」欄の記入がない。 「家庭状況1」において、下部にある妊娠記入欄や生活保護欄の記入が抜けている。 <p>②就労証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> 項目6に就労日数および就労時間の記載がない。 直近の就労実績において、有給休暇や休憩時間が含まれていない。 現在育休中だが、項目8・9に産休・育休の期間の記載がない。または、直近の就労実績に産休・育休期間の内容が記載されている。 育児短時間勤務を利用している（または、過去に利用していた）が、項目17に証明がない。 妊娠に伴う体調不良で実績が少ない月があるが、通常期の実績の記載と合わせ、項目10または備考欄に当該期間と事由の記載がない。 （本人が代表者の会社に勤務している方および自営業の方など）添付書類として必要な自営業の実態を証明する公的書類がない。 <p>③入園申込みにかかる確認票</p> <ul style="list-style-type: none"> 裏面の提出書類チェックシートに提出書類のチェックがされていない。 <p>◆上記はあくまで一例です。必要書類やその内容については、改めて提出前によくご確認のうえ、ご提出をお願いします。</p>

【選考について】

Q29	就労証明書を窓口に持っていくことでどの選考指標に該当するか事前に教えてもらえますか
A29	選考指標は、提出いただいた書類をもとに慎重な審査をする必要があります。そのため、審査前（結果通知前）の段階では指標をお答えすることはできません。

Q30	4月1次の入園申込受付期間である11月は、認証保育所の3歳児クラスに通っていましたが、11月末に認証保育所を退園し12月から幼稚園にいきます。4月1次選考において調整指標(301)の加点がつきますか。
A30	つきません。 4月1次選考から調整指標(301)の加点対象になるためには、4月1次入園申込受付期日の属する月の初日（この場合は11月1日）から、認可保育園等へ入園するまで継続して、加点対象施設に在園している必要があります。また、4月1次受付以外の申込みの場合も同様に、各申込受付期日の属する月の初日から条件を満たす必要があります。なお、認可保育園等へ内定または入園後に、条件を満たしていないことが判明した場合、内定取消や判明した月の末日で退園となることがあります。

Q31	4月1次の入園申込受付期間が終了した後ですが、1月から申込児童と兄弟姉妹が異なる保育施設になりました。4月1次選考において調整指數（302）の加点がつきますか。
A31	<p>つきません。</p> <p>4月1次選考から調整指數（302）の加点対象になるためには、4月1次入園申込受付期日の属する月の初日（この場合は11月1日）から、認可保育園等へ入園するまで継続して申込児童と兄弟姉妹が異なる保育施設である必要があります。4月1次選考で内定が出なかった場合、4月2次入園申込受付期日の属する月の初日（この場合は2月1日）から、認可保育園等へ入園するまで継続して申込児童と兄弟姉妹が異なる保育施設であれば、4月2次選考において調整指數（302）の加点がつきます。また、4月入園以外の申込みの場合も同様に、各申込受付期日の属する月の初日から条件を満たす必要があります。</p>

Q32	4月1次選考において調整指數（304）の加点がつくための条件の詳細を教えてください
A32	<p>次の3つの条件を満たす場合に適用となります。</p> <p>①申込児童（下の子）の兄または姉が、認可保育園等（認定こども園2・3号認定を含む）に4月1次入園申込受付期日の属する月の初日（この場合は11月1日）から、申込児童が認可保育園等へ入園するまで継続して在園しており、下の子の入園月も在園していること。</p> <p>②4月1次入園申込受付期日の属する月の初日（この場合は11月1日）から、申込児童（下の子）が認可保育園等へ入園するまでの間において、保護者が申込児童に係る育児休業を取得しており、申込児童が認可保育園等へ入園した後に保護者が育児休業から復帰すること。</p> <p>③4月1次入園申込受付期日の属する月の初日（この場合は11月1日）から、申込児童（下の子）が認可保育園等へ入園するまでの間において、申込児童が保育施設に在園していないこと。</p>

Q33	4月1次の入園申込受付期間である11月は、育児休業を取得しています。育休対象児童（申込児童）の姉は認可保育園に在園しており、4月以降も引き続き在園する予定です。12月から育休対象児童（申込児童）を認可外保育施設に預け、保護者が復職した場合、4月1次選考において調整指數（304）の加点がつきますか。
A33	<p>つきません。</p> <p>4月1次選考から調整指數（304）の加点対象になるためには、育休対象児童（申込児童）が認可保育園等（認定こども園2・3号認定を含む）に入園した後に、保護者が復職する必要があります。また、育休対象児童（申込児童）は保育施設に在園していないことが必要です。なお、認可保育園等へ内定または入園後に、条件を満たしていないことが判明した場合、内定取消や判明した月の末日で退園となることがあります。</p>

Q34	4月1次の入園申込受付期間である11月は、育児休業を取得しています。育休対象児童（申込児童）の兄は認可保育園に在園していますが、兄は4月から幼稚園へ行く予定です。申込児童が4月に認可保育園に入園して保護者が復職した場合、4月選考において調整指數（304）の加点がつきますか。
A34	<p>つきません。</p> <p>調整指數（304）の加点対象になるためには、兄（上の子）は4月（申込児童の入園月）に認可保育園等（認定こども園2・3号認定を含む）に在園する必要があります。</p>

Q35	書類に不備や不足があった場合、連絡をもらえますか
A35	原則、提出いただいた書類のみでの審査となりますので、連絡はしておりません。提出前に必ず「入園のしおり」や「入園・転園申込みにかかる確認票」等をご確認いただき、書類の不備や不足がないようお願いします。

Q36	通勤時間は就労時間に含まれますか
A36	通勤時間は、指數を判断するうえでは、就労時間には含まれませんが、保育必要量（標準時間・短時間）を判断する際には、考慮することがあります。

Q37	内定後、辞退することはできますか
A37	辞退することは可能ですが、入園内定後に辞退した場合、 <u>当該児童の当年度中の入園・転園選考の際に減点（-20点）となります。</u>

Q38	転園の申込みを行い、内定しましたが、転園を辞退して元の認可保育園等に戻ることはできますか
A38	転園申込みで内定した場合は、辞退して元の認可保育園等に戻ることはできません（転園が内定した段階で、現在通園している認可保育園等には、他の方が入園内定します）。なお、内定しなかった場合は、現在の認可保育園等に引き続き通園が可能です。

【教育・保育給付認定について】

Q39	認定証に記載されている認定有効期間の間は在園が認められますか
A39	認定有効期間は在園期間と必ずしも一致するものではありません。

Q40	認定証の期限が卒園より前に切れているのですが、なぜですか
A40	保育を必要とする認定については、年齢によって認定区分が異なります（満3歳未満は3号認定、満3歳以上は2号認定となります）。在園児の場合、3歳の誕生日を境に認定が切れている方については、期限が切れる前月頃に、2号認定への切り替えを行います（保護者の方の手続きは不要です）。その他にも、求職活動や出産等、状況に応じて認定有効期間を区切っている場合があります。

Q41	転職して就労時間が伸びました。現在、短時間での保育ですが、標準時間に変更できますか
A41	就労証明書等を提出いただき、必要と認められた場合に変更することができます。変更を希望する場合は、変更希望月の前月末までに「認定変更申請書」および「就労証明書」等を提出してください。 ※就労の状況によっては、希望されても標準時間に変更できない可能性があります。

Q42	他市から小平市へ引っ越す予定ですが、小平市へ住民票を移せば、小平市で認定を受けることができますか
A42	小平市で認定を受けるには、小平市に住民票を移すこと、かつ居住の実態も小平市へ移す必要があります。

【入園できなかった場合について】

Q43	入園できなかった場合は、次の選考にむけて、再度申込みが必要ですか
A43	<u>申込みは年度内有効</u> ですので、再度申し込む必要はありません。 翌年度4月入園の申込みを希望される場合は、改めて所定の期間に申込みが必要です。 ※就労状況、世帯構成等の変更や、妊娠等がわかった場合は届け出が必要です。

Q44	1歳のタイミングで申し込み、入園できませんでしたが、1歳半のタイミングで不承諾通知（入所保留通知）が必要だと職場に言われました。手続きはどうすればいいですか
A44	同一年度内であれば、入園申込みを取り下げていない限り、年度内有効となっておりますので、「入所保留通知（再）発行依頼」を提出してください。 年度が異なる場合には、その都度申込みが必要になります。

Q45	毎月選考の結果は送られてきますか
A45	5月以降に入園が内定した場合は、通知や電話等でご連絡します。非内定となった場合は、入園を希望した最初の月のみ、結果を通知します（翌月以降、非内定となった場合は結果が送付されません）。

Q46	認可保育園に入園できなかった場合、他にはどのような預け先がありますか
A46	認可保育園に入園できなかった場合の主な預け先は以下のとおりです。②～④については、直接の申込みとなりますので、ご希望の施設へ直接お問合せください。 ①定期利用保育事業 1、2歳児クラスにて就労要件で待機しているお子様を一定期間お預かりする制度です。 詳しくは56ページを参照してください。 ②東京都認証保育所 東京都が独自の基準を設定して認証した保育施設です。認証保育所は市内のみではなく、市外にある認証保育所も利用することができます。市内の認証保育所は39ページを参照してください。 ③認定家庭福祉員 家庭的な雰囲気の中で、保育をしている施設です。詳しくは、40ページを参照してください。 ④企業主導型保育事業 企業が設置している保育施設であり、保育を必要とする地域の子どもも利用することができます。企業主導型保育事業も、市内のみではなく市外にある施設も利用することができます。市内の企業主導型保育施設は40ページを参照してください。

【入園後の手続きについて】

Q47	入園後、育児短時間勤務を取得した場合、退園となりますか
A47	入園後、 <u>本契約は変更せず</u> 、小平市が定める範囲内で「育児・介護休業法に基づく育児短時間勤務」を取得する場合については、退園とはなりません。取得した場合については、会社からの証明が必要になりますので、復職証明書等をご提出ください。 ただし、 <u>本契約を変更して就労時間が減った場合や、本契約を満たさない育児短時間勤務（日数の減又は1日の短縮時間が2時間を超える勤務）</u> については、入園取消または退園となることがありますのでご注意ください。

Q48	里帰り出産に伴い、休園（お休み）する予定ですが、最長でいつまで休園ができますか
A48	原則として、保育施設は1ヶ月を超えて休園することはできませんが、里帰り出産を理由に休園する場合に限り、母子の健康状況を鑑み、最大で3ヶ月まで休園することができます。 いずれの場合も、所定の期限を超える場合は退園となりますので、休園される場合には期限を超えないようご注意ください。 なお、休園期間中も保育料は通常通りお支払いいただく必要がありますので、ご了承ください。

Q49	下の子を出産して、育児休業を取得予定ですが、手続きは必要ですか
A49	育児休業取得した翌月（1日の場合は当月）から、保育標準時間から保育短時間に認定を変更する必要があります。そのため、出産後1ヶ月以内に、「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」をご提出ください。電子申請でも手続き可能です。詳しくは62ページを参照してください。なお、産前産後休業中は標準時間でのご利用が可能です。

【保育料について】

Q50	保育料は公立保育園と私立保育園で違いますか
A50	公立保育園と私立保育園の保育料の違いはありません。 ただし、延長保育料は公立保育園と私立保育園で異なります（23ページ参照）。

Q51	2歳児クラスに通っていますが、3歳の誕生日を迎えた時点で、保育料は無償になりますか
A51	保育料はクラス年齢に応じて決定しますので、3歳の誕生日を迎えた時点では、まだ2歳児クラスであるため、無償なりません。翌年度（3歳児クラス）以降に、無償となります。

【給食費（副食費）について】

Q52	給食費（副食費）は無償化の対象とならないのですか
A52	食材料費については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用であるため、保護者が負担することが原則とされています。 3～5歳児クラスの給食費（副食費）については、保護者から実費徴収している食材料費などの経費として無償化の対象外となります。

Q53	給食費（副食費）は公立保育園と私立保育園で違いますか
A53	公立保育園は国が示している月額4,500円、私立保育園は月額4,500円を目安に各園で定めています。金額や支払い方法等は異なりますので、各園にお問合せください。

Q54	給食費（副食費）は保育園に通う全員にかかるのでしょうか
A54	年収360万未満相当の世帯は免除となります。他自治体から転入した等の理由で小平市に課税情報がない場合、自動的に徴収対象となってしまいます。免除対象であると確認できた場合はその翌月から免除となりますので、転入後に必ず課税書類を提出してください。 また、就学前の兄弟姉妹が3人以上いる場合は、3人目以降の費用が免除となります。 0～2歳児クラスの給食費（副食費）は、保育料の中に含まれておりますので、別途、給食費（副食費）として徴収することはありません。

【各保育（教育）施設について】

Q55	保育園の見学はできますか
A55	保育園ごとに保育環境などが異なりますので、見学することをお勧めします。 見学を希望する保育園に直接電話をしてお問合せください。

Q56	駐車場がある保育園はありますか
A56	保育園ごとに駐車場の有無や利用の可否については異なりますので、申込み前に各園にお問合せください。

Q57	認定こども園（2・3号認定）は、認可保育園と同じと考えてよいでしょうか
A57	認定こども園は、教育と保育を一体的に提供する施設で、認可保育園と異なる点があります。このため、 <u>認定こども園の見学や園児募集要項等を必ずご確認のうえ、お申込みください</u> （36～37ページ参照）。見学を希望する場合は、各認定こども園に直接お問合せください。

【令和6年度保育園等入園・転園申込みについて】

Q58	令和5年度入園・転園申込みにおいて、現在待機中ですが、令和6年度の申込みも改めてする必要がありますか
A58	入園・転園申込みは年度内有効なものとして取り扱いますので、令和5年度内（令和6年3月まで）は有効ですが、令和6年度は改めて申込みが必要です。 必要書類を改めてご用意のうえ、お申込みください。

Q59	令和5年度と令和6年度の両方申込みしたい場合、書類はそれぞれ揃える必要がありますか
A59	就労証明書等の書類は各申込みにおいてそれぞれ必要となります。 そのため、選考において、他年度の申込みや他の手続きにおいて提出した書類を参照することはできません。 なお、課税（非課税）証明書については、保育課に既に提出済みの場合は、その旨が分かるように記入していただければ改めての提出は不要です。

令和5年10月発行
発 行 小平市こども家庭部保育課
〒187-8701
小平市小川町2丁目1333番地
電話 042(346)9601(直通)
<https://www.city.kodaira.tokyo.jp>